明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. III. MARCH, 1904.
VOL. XVII.

監獄協會雜誌

明治三十七年三月二十日發行

第拾七卷
第三號

監獄協會發行

第十七卷第三號目次

○論　説……（一　頁）
●清浦會頭挨拶（於一月茶話會）……
●石澤委員挨拶（於一月茶話會）……
●藤澤委員報告（於一月茶話會）……
●監獄經費上の注意（於二月茶話會）……眞木爺君演説
○雜　錄……（一一頁）
●明治三十五年度監獄作業概觀……進藤正直
●前號所掲徒刑囚の所遇に就て……會員　冷骨生
●小管監獄に於ける潰瘍の成績……
●病餘ノ閑言……耕道生
●東京便……別天生
○統　計……（二七頁）
●明治三十七年一月末日現在全國在監人員表……
●明治三十七年一月末日現在全國在監人員表……
●前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し……
●明治三十七年一月末日現在全國囚人刑名別……
○雜　報……（三二頁）
●經費節約上の注意綱領……
●外十數件……
○飜　譯……（四八頁）
○叙任辭令……（六六頁）
○廣　告……

第十七卷第二號目次

○論　説……（一　頁）
●刑罰法令適用に就ての所感、茶話例會講述……司法省參事官　平沼騏一郎君
●囚人逃走事變に關する所見……千頭正澄君
○雜　錄……（二四頁）
●感化塲正と性相學……進藤正直
●現證餘影（一）……秋風春雨樓主人
●徒刑囚の所遇……
●浦鹽斯德の監獄……
●東京便……別天生
○統　計……（四一頁）
●明治三十六年十二月末日現在全國在監人員表……
●明治三十六年十二月末日現在全國在監人員表……
●前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し……
●明治三十六年十二月末日現在全國囚人刑名別表……
○飜　譯……（四六頁）
●嬰兒及私生兒……紐育慈善保護協會副幹事　アンナ、チー、ウヰルソン
○雜　報……（五〇頁）
●（十數件）……
○批　評……（五九頁）
○出獄人保護……（六一頁）
○會　告……（六二頁）

監獄協會雜誌第十七卷第三號

（明治三十七年三月二十日發行）

論説

○清浦會頭挨拶（於一月茶話會）

本日は例に依つて本會の茶話會を、建築落成式に兼て茲に開きましたる所、知名の御方々の御來臨を辱ふして、本會の光榮として深く御禮を申上げます。

協會の會堂も昨年來計畫致して居りましたが、幸に落成し、大方諸君の同情を得て、而して其經費も比較的少くして堅牢に出來ましたやうてございまして、是は建築の世話を致されたる諸君に向つて深く其勞を謝します。

本協會も段々盛んにはなつて參るやうてはありますけれども、決して今日の小成に安んずべき譯には參らぬのてありますから、大に國家及社會の爲め、監獄事業の改良と云ふことに貢献する爲めに、將來尙ほ十分なる奮發をせねばならぬことゝ思ひます、故に此監獄社會の人々は勿論てありますけれども、又此監獄社會外の人々に於きましても、どうぞ此監獄協會に同情を表せられまして、贊同せられむことを希望致す次第てあります。

終りに臨みまして御禮を申上げまするのは、唯今平沼參事官が學理に依り且つ實驗に徵して、最も剴切にして有益なる意見を御示し下すつたことでございまして、是は會員の爲めに最も有益なる御話と謹聽致したやうな次第でございます、で特に此事に向つて御禮を申上げまするし、且つどうか今日後の茶話會に於きましても、學識ある御方々が御都合を以て時々どうか御高論を我會員に御聽かせ下さることを希望致して置きます。

○石澤委員挨拶（於一月茶話會）

一寸開會の御挨拶を申上げます、本日は我監獄協會の工事落成式を兼ねまして、定期の茶話會を開きまするが爲めに、兼て本會の爲めに深厚なる同情を御寄せ下すつた所の諸君を御招待致しまして、會員諸君と共に、茲に此會合を催した次第でございます、幸にして此國事御多端の際なるにも拘らず、司法大臣閣下を始め有力家諸君の貴臨を忝ふ致しましたるは、誠に本會の光榮と致しまする所でございます、本會も幸に創設以來、外には朝野有力なる方々の同情を表せらるゝあり、內には會員の團結益〻愈固に趣くものがございまして、內外相俟つて年所を經ると共に、着々會運の進行を呈しつゝある今日に於きまして、茲に既に會員の宿望たりし協會の建築工事の落成を見るに至りまして、小規模なりとは申しながら、壹万千有餘の會員を有し、我經世殊に監獄制度の改良進歩を圖るを以て目的とする協會の中央機關を設備するを得ましたのは、會員の擧つて其慶を同うする所でございます、會席の未班に列する此老人の身に取りましては、命ちが長ければこそ此盛事にも際會することを得ましたことで、老ひ來つて尙ほ一の後樂の道を解せず、何も樂みと云ふことも出來ませぬけれども、年々斯道に殊に離ることの出來ませぬ因緣を有する者が、生きて此盛運を見ることを得ましたのは、實に歡喜の至りに堪へざる次第でございます、回顧致しますれば、明治廿一年の頃に初めて此協會の萠芽を出しまして、廿二年に至りまして初めて唯今木挽町にありまする厚生館に於て創設の開會を催しましたのでありまして、其節も不肖謹吾が諸君に對して御挨拶を致したことでありまして、然るに又々此度先つ大成とは參りませぬけれども、爾來會員諸君其他壯年有力の御方々の御盡力に依つて、此協會と云ふものは倍〻盛大に赴き、改良に改良を加へて、先づ今日の盛況を呈しましたので、唯今申しました厚生館で開きました其節には、故總理大臣たりし三條公を始め伊藤侯なども御臨席下されまして、殊の外盛會であつたのでありまして、其節以爲らく、初めは此通りであるけれども、終りがあるであらうかどうであらうかと、甚だ恐懼に堪へないことであつたのでございます、然るに今日此實果を結びましたるのは、實に前申しまする會員諸君其後濟々たる多士壯年有力の御方の御盡力に

依つて今日の盛況を見ましたる段は此老後の身に取りまして、何んとも早喜ばしい次第でございまする、實はまだ長々しく其節からの御話も致したうございますけれども、御話を致して居りまする中に嬉しくて感慨胸に迫り、老人の常として嬉しくても涙が出る、悲しければ素よりのことでございますけれども、實に今日の事は嬉しくて涙を灑すやうになつて、段々の來歴を御話申上げることも出來ないやうなことであります、唯〻喜ぶ所は、始あつて今日の盛況を來して終あると云つて宜い結果を結びました段は、何んとも言葉に盡し難いことであります、之に就ても深く來賓諸公の同情を感謝し、併て倍〻會員の團結を鞏固ならしめ、斯道の爲めに會運の益〻隆盛ならむことを祈る次第でございます、先づ此無調法なる御挨拶を申上げます（拍手）

○藤澤委員報告（於一月茶話會）

來賓諸公並會員諸君、私は今日の落成式に際して、此建築の經過を御報告申すのは、不肖の身に取りまして深く光榮と存ずる所でございます。

抑も當監獄協會の建築は明治三十二年に其芽を萠したのでございます、當時會務の擴張會員の增加に連れて、此府下に相當の事務所を設けるの必要に迫つたのでございます、其際全國の會員諸君に御相談をして、假に建築をする豫算であつたのでございますが、幸に後の有樂町にありまする場所を借用することが出來て、其建築は一時見合せて、後來の施設を待たうと云ふことになつて居つたのでございます、然るに一昨三十五年に至りまして、此際に本會を建築しやうと云ふとの話合が纏りまして、一昨年の六月より會員諸君の御寄附を請ふことに至つたのでございます、て三十五年に御寄附を受けました金高が今日に至つては、元利合計參千百五拾圓九拾九錢と云ふ是が前回に御寄附を願つて纏つた金額であります、それから一昨三十五年に第二回の御同意を得ました合計の金高が壹万五百八拾貳圓八錢六厘て、此壹万三千七百餘圓の金を以て土地買入幷に建物の建築に着手致したのでございます、て此建物は昨年の八月より着手してまだ書記の住宅小使の住宅の如きは落成致しませぬが、御覽の如く本館の大部分は落成するに至つたのでございます、畢竟此の如く安價に本館を建築することが出來ましたのは、幸に多數會員の御同情を得ましたのと他の御同情を得て、頗る万事に都合好く今日の落成を見るに至つたので、是は會員諸君と共に深く滿足に思ふことでございます、尙ほ詳細の事は來月の雜誌を以て出納の御報告を申す積りでございますが、本日は落成に際して一應此經過と收金の合計を御報告申す次第でありますから御諒承あらむことを望みます（拍手）

○監獄經費上の注意

（於二月茶話會）

眞木　喬君演說

私は別に今日諸君の御參考にならうと思ふやうな話を致すことはないのですが、少し今日の時局に顧みて將來の事を杞憂をしまするよりして、諸君と能く研究を致すことにして見たいと考へますのです

今日の時局に對しては、今有馬君から我々の心得べき事柄に付て御親切に御述べになつた次第でございますから、別に私は申述べる程のことはございませぬ、此席に居らるゝ多くの方々は學校を卒業になつて不日御歸任になる方々でありまして、御歸任の上は我監獄事業に直接御從事になつて、學校で御研究になつたことを實地に應用なすつて其効果を現はす責任を持つて居る方々でありますから、諸君と御相談をすることは至極今日の時機として適當のことと考へます、故に今私が爰で繰返して申す迄もなく、諸君に於ては疾くに御研究にもなり、御考へにもなつて居ることゝ考へますが、一應自分の處見を述べまして諸君の御研究を煩はしたいと思ふのです

私の申述べんとすることは外の事ではございませぬ、毎々學校でもお話してありますす監獄經濟のことに付てのことですから、既に御承知のことではございますが、今日の時局に際しましては一層其急務なることを認ます抑々時局の關係は監獄經費の上に一番影響を及ぼし、而かも非常の働きを致しましてどうか斯うか始末を附けましても、それ程の効果が現はれぬのが詰り我々の職務で甚た困難な立場であらうかと考へます、既に今日までの現況に徴しましても我監獄費に關係をすること至大にして、段々時局の進行に連れ米麥は勿論其他の物貨も騰貴して參るやうな次第で仕賄上に差支を生じ、忽ち在監人費に一番影響を致つた、既に前年度と本年度と比較して在監人費の減少せられたる差がございますのが十萬圓近くありましたが、其停止額は疾くに要求をして此監獄費に增額をせられたことである、尙ほそれでも足りませぬからして本年になりましても特に十九萬圓餘の增額を求むるに至りた譯でございます、詰り本年度は前後通じて三十萬圓程の增額になつて居ります、本年に入り此十九萬圓餘の增額を得まして各地に相當の配付をしてございますので、本省には殆ど留置額はないといふやうな有樣です、今の物價の有樣から段々將來を推して見まするとナカ〳〵一層暴騰をしまして、本年度內の仕賄ひをして行くといふことも如何であらうかと憂ひて居る譯です、幸、各地に於きましても此邊に付ては業に既に御承知の上であつて、非常な御操合せになり、非常な方法を講じられて、相當な處置は附けて居らうと思ひますから、先づ本年度內は是で始末が附くものと見ましても宜しからうと思ひますが、此時局の關係

がいつまで續くか分らない、此戰爭は一年續くか、二年續くか分らないゆへ、本年度内に於て仕節ひに苦心をしますよりも、來年度内になつたらば一層其苦みを增すだらうと思ひます、申すまでもなく國庫財政多端の際でありますから、來年度になればなか〳〵監獄の如き普通の經常費に增額なんといふことは出來まいと思ふ、否增額を求めないようにして、少しても軍事上の費用に充てることにせなければならぬは我々の責務かと心得ますから、然るに物價は益々暴騰し監獄費は益々不足を感ずるに至りませう、まだ今日では是迄に外國米の輸入したのも澤山あるてあらうと思ひますから、よし其代價が上りましたにした所が相當にまだ支辨をする道があると思ひますが、追々に外國米の輸入といふものも減少し、内國米だけで始末をしなければならぬことになりますけれども、内國米も大凡其數に限りがあるですから一層拂底となり代價は愈高直を感ずることになつて來るだらうと思ひます、而して一面には監獄の事業上にも影響する、即ち監獄の作業は多く請負になつて居りますが、此製造品が不捌となる爲め請負人が段々手を控へ又請負業の廢止を續願することになるだらうと思ひます、すると一面には作業の方にも關係を及ぼし、支出の增す割合に收入を殖すといふことは出來ないことゝなり、さうして見ると監獄には出の方は段々增加の必要を認むるも入の方は益々減り、愈以て出入其權衡を得られないことになつて來る恐あり、此想像は必ず近き將來に其事實となることであらうと考へます、故に今より其邊の關係は餘程注意を致しまして豫め此處理方法を攻究致し置きませぬと其の場合に際しまして始めて惶てました所が到底正當な處置を旋すことが出來まいと思ひます、其邊に付きましては固より各地に於きまして御成算があることであらうと思ひますけれども、先づ今から其邊の事に付ては餘程研究を盡して置く必要があらうと思ひます、此たび諸君が御歸任になることであり、此場所で御相談をして置くのは好い機會であらうと考へまするから、其邊に付てどうか十分な御研究になることを希望して置きたいと考へます

それからチョット御注意を申したいと思ふ事柄は、此頃調べをして見ますると、殘飯といふものが曩きに其整理方の注意がしてあつたにも拘はらず、相變らず多大な石數になつて居るやうでありますが、一面には經費の增額を仰ぎ、一面にはさういふ不整理の點があるといふことになりましては、決して整理の當を得たものであらうとは考へられない、實地に付て注意をしまするには此の如き不經濟に失ひますることに對し先づ以て眼を着ける必要があらうと思ひます、尙又獨り在監人に對する節約關係のみではございませぬ、我々個人としても此際は大に勤儉貯蓄の法を勵行せねばならぬこととて、已に其筋からそれ〳〵通牒にもなつた次第でもございますから、我々も出費を減じ成べく節約法を守りまして相當に貯蓄をす

ることを努むべきは勿論です、此貯蓄をするといふことは一個一身の爲めてはございますが、集めますれば隨分多額になるものであつて、萬一の場合には國家の用を爲すことゝもなり即ち國の富を高むる一方法なりと申ても差支ありますまい、若し又他日募債せらるゝ時あるに際しては直に之に應ずることが出來る基礎をも作ることゝもなります、故に我々の一身一家を處する上にも一層節約を守り、國民の本分を盡して此空前の大事に際し經營を誤らぬやうにし、内に居ては後援の實を擧くる樣致したきものです、諸君も御歸任の上はそれ〴〵長官からして諭示せらるゝ次第もございませうから、御考へになりました上て、十分に自らも節し從て公務上に付ても節約といふことを努められたうございます、要するに國民擧て今日は苦難を忍ばなければならぬ、即ち臥薪嘗膽總ての困難に打勝つて此の空前の大事を全うするといふ心懸にならなければならないと考へますから、豫算配當内を以て將來我が監獄事業の上に來るべき困難を適當に而かも圓滑に處理するの決心と覺悟とを望む次第でございます、丁度幸ひ諸君は近日卒業式を終はられて御歸任になるのでありますから、御歸りになりました上ては、どうか十分に御研究になり御盡力になりたいと考へます、今日は諸君と一堂に會することが出來まして好機會でございましたから、一應所感を述べました次第でございます

雜　錄

○明治三十五年度監獄作業概觀

進藤正直

決算の示す處に依れば昨三十五年度「囚徒工錢及製作收入」即ち監獄作業の總收入金百八萬貳千貳百七拾參圓にして、之を豫算に比し參拾四萬貳千五百八拾四圓を前年度決算に比し拾四萬參千九百拾參圓を減せり。扨該收入が損益の計算を意味せること勿論なり、然れとも吾人は不幸にして之を詳にし得さるのみならす、此外官用に係り支出せすして整理せる囚徒工錢約貳拾參萬圓あり。到底收入の上より作業全體の觀察を下すこと困難なるか故に、今は姑らく勞力の一面より過る一年度間監獄作業の大概に就き、聊か左に觀察する處あらんとす

(1)　作業延人員

	男	女
官司業	五、二三〇、二六六	六六五、六七七
受囚業	九、〇六六、二九〇	二六二、七一一
總計	一四、二九六、五五六	九二八、三八八

（備考）自明治三十五年四月至同三十六年三月即ち三十五年度に於ける總働高なり但本年度決算とは直接關係ある者に非す

右の延人員は定役囚は勿論無定役囚、懲治人、刑事被告人及別房留置人の作業者一切を揭上せるものにして、定役囚は男女共其九割六分を占む。一日平均の作業者は男四萬四千七百四十九人女二千九百九人に當り、之を前年度に比すれは男八一三女九三合計九百六人を減し、三十三年度に比し六百五十八人三十二年度に比し三千九百二十人減少せり、即ち三十二年度以降一日平均の作業者か年一年減少の傾向あるは吾人の特に注意す可き現象なり。蓋し就役人員の減少は當然囚人全體の減少を意味せるか如しと雖も、新受刑囚人の重罪、輕罪、違警罪區分は其割合素より總數の增減に比例するものに非す。現に去る三十年の違警罪處斷は

新受刑者百人中十七人六分なりしもの、爾來年々其割合を增加し最近三十五年の事實に依れは實に三十五人二分即ち僅々五箇年間に恰も二倍の割合を示すに至れり、豈に驚く可き增加に非すや。此趨勢を以てせは其四十人となり四十五人となり、終には新受刑囚人の過半か違警罪處斷に由りて占領せらるゝの日到來せん。然らは則ち囚人全體に於ては敢て減少する處なくして實際の作業者は勢益減少し、一面には出入の頻繁を加ふる結果作業未熟者か比較的多數を占むるに至らん。是恐くは我作業の前途免る可からさる運命にして、作業經濟上等關に附す可からさる問題なりと信す

官司業と受負業との割合は男女に由りて異れり、即ち男は受負業其六分を占め官司業は殘る四分に過きすと雖も、女は全く之と反對に其七分は官司業の領する處にして受負業は唯僅に三分に居れり。此割合は大體に於て前數年と相似たり、然れとも最近三ヶ年度の事實に就て吟味するときは男女共其割合漸次官司業に於て增加せるを見る、即ち三十三年度の一日平均作業者百人中官司業男三十一人九分女六十八人一分なりしもの、翌三十四年度は男三十三人九分女六十九人三分となり、而して本年度は男三十六人六分女七十一人七分を示し、其間實に男四人七分女三人七分の差增を生するに至れり。乍去官司業が此上作業資金即ち就役費を增加することは到底今日の場合夢想だに及ふ可からす、則ち該趨勢の將來も亦た卜知するに難からすと雖も、但た監獄需用の勞力は無料なり、即ち官用に係る傭工錢は整理上收支の手續を省略せらるゝか故に、其範圍內に於て自と官司業擴張の便宜を有するの一事は、作業當局者の須らく思念す可き點ならん

無定役囚に就ては其總數及延人員の調査を缺くか故に、其作業者か果して幾干の割合に在るやを知るを得さるを遺憾とす。然れとも等しく請願作業者たる刑事被告人の作業者は其延人員千人中唯僅に三十九人に當り之を前年度に比し一人を增せるのみにして、無定役囚の作業者も亦た其就役延人員より推測せは略は同等の割合に在るものゝ如し嗚呼何そ其少數なるや。夫れ終日閉居端坐するは何人と雖も痛苦に堪へさる所、彼等か動もすれは憂鬱症に罹り且つ運動不足の爲めに健康を害するものあるは實際に已むを得さるなり。蓋し徒食は如何なる場合に於ても一種の罪惡たり、所謂請願を待つか如きは迂の迂なるもの、苟も不具癈疾の徒に非さる限りは須らく誘示勸誘の上相當の作業を授け、一は以て聊たりとも慰安を與へ一は以て彼等か自勞自活の精神を鼓舞す可きなり、是司獄官として最も其人に親切なる所以にして、兼て又作業增收の一助たらすとせんや。余輩は當局者か此點に關して將來一層意を致し監獄則第十九條に所謂請願作業の規定をは、十分に活用せられんことを切望して已まさるなり

(2)　現役百日以下の延人員

	男	女
官司業	一、三三四、七一一	二六〇、四六〇
受負業	三、六〇八、六九九	九〇、〇七一
總計	四、九四三、四一〇	三五〇、五三一

以上約六百萬人は實に給與錢を受く可き資格のなかりし者にして、男は定役囚の三割六分女は同しく三割九分五厘を占む。之を前年度に比すれは男は一人三分を增し女は却て一分を減せりと雖も、更に三十三年度に比すれは男二人四分女一人三分を三十二年度に比すれは男六人四分女五人一分を增せり。斯く該人員の增加せる所以のものは固より短刑期囚の增加に伴へるものにして(1)に記述せる違警罪處斷か近年著しき速度を以て其割合を增加せると一致するものなり。然れとも前記增加の歩合は官司業と受負業との間に大なる差あるを發見す。即ち官司業男は前年度に比し〇八九分を增したるに過きさるも、受負業は殆と其倍數一人七分を增せり、是に由りて之を觀れは受負業か比較的多數の短刑期囚を使用せるは論ふ可からさる事實なり。蓋し短刑期囚は之を作業經濟上より見て其甚た歡迎す可きものに非さるや論なし、是其自然官に便なる可く分配の偏せる所以ならんか。左は言へ業種の如何に由りては隨分弱者乃至短刑期囚に適當なるものなきに非す、則ち現役百日以下の人員多きを見て未た一概に受負業の不利なりとは斷す可からさらんも、尠くとも當局者か監獄作業の主力をは漸次官司業に注きつゝある一證と爲

すを得ん

(3) 工　錢

	男	女
官司業	四一八、五二三円	三一、五八五円
受負業	五七七、八九三	一四、二一八
總計	九九六、四一六	四五、八〇三

工錢は平均一人に付男七錢女四錢九厘に當れり、今男の七錢を以て三十二年度の五錢六厘に比すれは壹錢四厘即ち二割五分の騰貴にして、三十三年度に比し五厘三十四年度に比し參厘を增せり。細微參厘取るに足らさるか如しと雖も、若しも前年度と同一人員なりしならんには其增收額實に四萬六千餘圓に達せる計算なり、豈に甚た少額なりと云ふを得んや。思ふに新受刑囚人の百中七十八强は二十歲以上五十歲未滿の壯年者にして、此內病者弱者をは凡一割と算するも尙全囚十分の七は優に敎練に由りて良勞働者たるを得可きものなり。唯夫れ彼等の多くは先天的非勞働黨なり、其過大なる理財性を抑制し其錯亂せる秩序性に平和を與ひて終に克く勞働の眞趣を味はしめ、規律的勞働の眞習慣を得せしむることの困難なるや知る可きのみ。殊に近年短刑期囚か驚く可き趨勢を以て增加しつゝあるは前既に述ふる處の如し、夫れ然り其平均工錢を取りて直ちに普通勞働者の賃銀と比較するは固より酷なりとせさる可からす。然りと雖も今日社會に於ける勞力は一般に甚た騰貴せり即ち十年前に比するに其或るものは二倍以上に當り之を平均するも尙約五割の增なりと云ふ。然るに我工錢は如何、男子一人一日の勞銀唯僅に七錢に過きすして之を十年前に比し辛ふして一割を增せるのみ、嗚呼如何に平均額なりとは言へ其餘りに少額に失せるの嫌なからすや。蓋し監獄則施行細則を案するに第四十六條『作業の工錢は其地普通の傭工錢に照し各自の技能を就役時間とに應し之を定む可し。工錢は六箇月に一回以上調査料定するを要す』と曰へり、所謂調査料定の當否か監獄作業の消長に重大の關係を有すると勿論にして萬一其粗漏杜選なるものあらんか、工錢は爲めに權衡を失するに至り其直接作業收入に影響するや必然たり。果して然らは我勞銀か現在此の如く過少の嫌あるは或は多少此邊に源因するなきか、余輩は普通傭工錢の調査乃至工錢の料定に就て將來一層の精確と適實とを期せられんことを希望に堪へさるなり。若しそれ官司業の男八錢に對し女か約其半額四錢七厘に過きさるは、恰も其定役囚百人中現役百日以下の者男二十六人三分に對する女四十人六分の割合に反比例し、受負業も亦た略ほ同樣の割合に在り。此事實は短刑期囚の多少か、如何に作業經濟上密接の關係あるやを說明して餘りありと謂ふ可し

(4) 給與錢

	男	女
官司業	一〇〇、四四四円	六、七八八円
受負業	一二四、四二四	三、二五四
總計	二二四、八六八	一〇、〇四二

現役百日以上の者一人一日の給與錢は男貳錢四厘女壹錢七厘に當る、之を三十二年度に比すれは平均五厘を增し、三十三年度に比し參厘三十四年度に比し貳厘を增せり。右の結果は勿論平均工錢額の騰貴に伴へるものなりと雖も、然れとも兩者增加の步合に至りては必すしも併行するものに非す即ち工錢は前年度平均額の四分を增加せるに對し給與錢は同九分即ち工錢の二倍以上に當り、其間大に優劣あるを示せり。蓋し給與錢は一定の條件に由りて增給せらる、故に所謂條件者即ち初入者に準する者、賞表を有する者、科程外を爲す者以上の三者か比較的多數を致せるは蔽ふ可からさる事實にして、此事實は轉て當局者か精勵刻苦の功空しからさるを證する反射鏡たらすんはあらざるなり。是に於てか余は本年度の作業成蹟概して佳良なるを認む

以上は洵に概略且つ皮相の觀察にして徒に數字的行列を作したるに過きす、淺薄自ら太た愧つる處なり。惟ふに今や國家空前の大事に際會し爲めに漸く經濟界の沈滯す可き時期に方り、我作業殊に受負業か其蒙る可き影響の極めて多大なるものあるを思はさる可からす。余輩は當局者か疾く此邊の覺悟十分なるものあり且つ大に作戰計畫のあるありて、將に動搖し去られんとする監獄收入の基礎か却て一層の堅實を加ふるに至らんことを祈る

○前號所揭徒刑囚の所遇に就て

會員　冷骨生

會員別天生君は前號雜錄欄に徒刑囚の所遇と云へる題を揭け吾人の意見を叩かる其の所論中因人送還の眞の原由事情等別天君は勿論世に明白ならさる處なるが如し之に對しては其の事情を詳悉して世上の辨妄をなすと同時に別天君の誤解を正すは他に其の人あるべしと云へとも余の如く聊か其の事情を知るもの默して之を告けさるは會員たる別天君に對して不親切なるのみならず協會に對して忠なるものにあらずと信するを以て聊か其の事情を辨せんとす

別天君所論の發端にある如く多大の費用を費して北海道監獄の徒刑滿期囚を內地に送置するとの非なるは余も亦其の感を同ふする處なり然れども別天君は送還の事情が徒刑囚の不改善よりして同道の人民をして徒刑滿期囚を蛇蝎羆熊の如く嫌厭思慮せしめ終に送還の止むなき事情に至らしめたるものなりとし此の實めを治獄當局者に嫁せんとす余は當時の當局者の爲めに辯護するものにもあらされは、特に辨を好むものにもあらす此の如き流說否表面の事實は兎も角も其の眞相が常に隱蔽せられて世人の誤解を招き監獄行政運用の上に尠なからさる不利益を蒙る事あるを以て茲に其の眞相を露出し置かんとす

余は徒刑囚の滿刑者が悉く改善せられたるものなりとは斷言せす然かし世人は勿論斯界一隅の人々が一犬虛に吠へて萬犬實を傳ふるが如き事實なきやを知る元來北海道配謫の徒刑囚を內地に送還して解放するとは監獄當局者より主張したるものにあらされは中央政府の發意に出てたるものにもあらす或事情より北地人民が地方廳に急訴したる結果左右なく中央政府に於ても其の民意を容れ滿期囚は悉く之れを送還するとなりたるものにして治獄當局者に於ては眞に寢耳に水の感ありたりしならん元來事の茲に至りし最も大なる原因は明治二十年以來北海道廳は拓地殖民の一大畫策を講し行政機關の組織等を變改すると同時に先つ全道十一ヶ國八十四郡の森林原野を翻破測定して殖民地區畫を設定し全道中に六百萬の人口を扶植する方法を立て各府縣知事に移民の事を促かし或は特に吏員を府縣に派遣して移民の遊說を爲したるか爲め二十五六年以降は年々二十餘萬の人民は個人移住として或は團體移住として決河の勢を以て渡航せり然るに道廳が測定したる殖民地の多くは所謂蓁莽荊藤曾て人馬の足跡を印せさる無人の鄉に等しき地なると運輸不便の土地なれは遠く鄉土を去つて奮發し來りたる移民も殆んと失望落胆し其の運輸の不便を冒し荊藤の深山に入り直ちに鋤耙を採つて地を穿つの勇氣なく斯くて浪々たる移民の中に其の測定地以外に於て自由任意に適地を探討するもの多くありたり而して先つ此の輩の耳目に止まりしものは數里を圍繞する鬱蒼たる森林地と地質の膏腴にして所謂十里菜花夕陽黃なりと云へる詩趣的美觀を呈する數千町步の墾成地然かも其の傍近には不完全なからも一市場を爲し道路鐵道或は川に或は海に運輸の利便を有すを數地區を發見したり是れぞ之れ五大集治監の所有地にして我利心勃々として無眼の野心を有する此の徒の垂涎する處とはなれり而して彼等は種々勝手我儘の請願をなし地方長官を困めたる事もあるべし則ち五大集治監を北海全道より驅逐するの畫策を施したるともあるべし余は當時微賤なからも吏務に於て一身二樣の仕ひ分けをなす地位に置かれたり治獄の當局者は知らさるへしと云へとも責任ある某官は余に集治監全廢の可否を諮出せられたる事あり余は之に即答して曰く政府にして五大集治監を內地に新營し七千の徒刑囚を移すの勇斷と資力あらは之れを議するも可なり根本の基礎を定めすして野心家の爲めに動搖せられ集治監を犧牲に供するは爲政の術を誤るものなりと

斯くて野心家は集治監驅逐の願望を達する能はさるも一種の野心は未た全く減退せす此餘燼は徒刑囚を以て羆羆豺狼に比し道運の聲民間に起るに至る或は殷監囚が衣食を求むるに急にして農家に入り些少の食物と半大一枚位を竊取したる例はあるべきも之を豺狼羆熊に比して畏懼すべき强盜傷人且つは强姦等の忌はしく且つ惡むべき行爲ありた

る事は永く同地に住居したるものゝ殆んと耳にせさる處なり之れを嚴密に檢察せは徒刑放免囚か北海道に如何なる多大の害惡を加へしかは之を證明するものなかるべし

余は以上の事實に依り行政廳が其の民聲を採納したるは野心家の惡風情を敬遠したるものにして此の敬遠主義を採納したる外更に他に何等の意味あるものにあらさるを知る思ふに別天君は當時の民聲を根據とし茲に至らしめたる責めを治獄當局者に歸すと云へとも其の唯一理由とする處の顏皮一枚を剝脫すれは眞に奇妙奇體なる現象を發見するに難からす多くの場合に於て吾人は羊皮を被り狐狼を認むる事あり此の事も亦羊頭狼身の化け物なりと悟了せらるゝに於て多少君に釋然たる處あるべし

君は又北海道徒刑囚か不改善の證左として地方の獄囚と混同して惡弊害を生したる事實を以てせらる思ふに君の慧敏なる觀察眼に誤りなしとは信するも蓋し此の事たる當局者の言を聽き或は之を信して云爲せらるゝにはあらさるか元來囚人の惡德否惡癖として時と場所とに依りて其の心を二三にするは余輩が實務上常に目擊する處にして囚人が心性の缺陷不德の諸因は茲にあり余輩が全力を注いて除去せはとする處亦茲にあり一例を揚くれは前典獄の時代に最も謹愼溫和なりしもの後任者の時代に突然奸惡に變化するものあり前任典獄の時代に奸惡なりしもの後任者の時代に飜然改まりて溫和なるものあり或は移監せられたるもの後監に來つて前監の所遇を惡口するものあり假令は某監より移監されたるもの百人は百人目を揃へて前監の所遇を惡口するか如し而して彼等は惡口する程厭ふべき監獄を去つて滿足すべき監獄に移道せられしならは品行行狀一層謹愼にして其の性格も亦溫和なるべきか決して彼等は溫和なるべきものにあらすして却て古參の囚徒を煽動し或は古參囚人の謹愼なるを見て意氣地なしと詈り終に喧嘩口論を惹き起し監内の平和を破るものあり或は全く之れに反して前監獄の所遇を實實し幾分にても其の寛容と便利を得んとを計り之を實徹せんが爲めには吏員に强請し或は抗辨して終に不謹愼行爲を暴露するに至るが如し凡へて囚人の狀體は斯の如し然るに彼等は其の地を替へ或は統御者の異なるに依り斯かる狀體を呈するものなりと云へる一大觀察力を有せす平素治者被治者の間に能く意思疎通し殆んと親子の關係ある迄に溫氣に馴致したる囚人と新來の囚人とを比較して之れが善惡を云ふ少しく治獄の術に通曉したる當局者の口に云ふべき事にあらすして又斯道の事を研磨するものゝ輕々に信すべき事にあらさるなり其の他徒刑囚の使役方感化手段等に就き希望あるが如し余は近來北地の事情を審かにせさるを以て之れに答ふるの實めなく右に對しては他に直正なる示敎を垂るゝ人あるべし君幸に彼に聞け

○小菅監獄に於ける潰麥の成績

小菅監獄に於ては近頃宮城監獄に倣ひ潰麥を使用し居るに左表掲載の如く從來の挽割麥に比し經濟上多大なる利益あるのみならず衛生上に於ても胃腸病者は著しく減少を告け且つ此の製作方は挽割麥と違ひ連日雨天に遭遇する場合と雖も乾燥の勞を省き其儘炊上げ給與することを得るの便利あるを以て其萬事に有益なるや更に疑を容れさるなり猶ほ一例を示せは昨三十五年度中該監延人員三十四萬八千七百〇五人に使用したる挽割麥千四百八十三石八斗八升三合一勺〇八を假りに潰麥に製作したるものとせは千七百五十一石七斗二升四合を得る者にして即ち二百六十七石八斗四升を節減し之れに一石平均價十一圓四十四錢一厘を乘すれは三千〇六十四圓三十五錢七厘となる其内製作工錢の差（一石に付潰麥は挽割に比し十錢〇七厘八毛多し）百八十八圓八十三錢六厘を控除するも尙ほ二千八百七十五圓五十二錢一厘の利益あるを認む依て全國の監獄に於て悉く之を使用するものとせは一ヶ年間優に拾萬圓以上の巨額に昇るべし

近來麥價は米價に比し格別に騰貴し食糧中麥の分量を減し或は其全部を米に變更するを得策とする向もある由なるも小菅監獄に於ては以上の好結果を得つゝあるが故に該監最近（本年二月十五日）購入關貫白

米一石の代價拾三圓四十八錢に對し裸麥は拾三圓三十五錢なるも製成したる潰麥一石の代價は拾三圓廿七錢三厘となり米價に比し尚ほ二十錢七厘低廉なるを以て規定の歩合を變更するを要せずと云ふ

挽割麥と潰麥との成蹟比較

種別		裸麥	搗減	製成 精麥ヨリ增減	玄麥ヨリ增減	一斗ノ量	一石ノ製作工錢
挽割麥	一	減一割五分四	增三分九厘六	減一割二分〇五	三百二十匁	一斗ノ量（米四斗六） 九百五十匁	二十一錢九厘一
潰麥	全同		全三割五分	增一割四分二一	二百四十匁	全上	四十二錢六厘九

但潰麥一升の量目を二百四十匁としたるも若し製作上器械附屬ロールの間隙を縮め强く壓搾したるものは容積を加ふるか故に量目を減じて二百三十五匁位となり之に反してロールの間隙を緩むときは其容積を減し量目に於て二百六十匁位となるなり

胃腸病者減少の比較

病別	明五年八月廿日ヨリ同七月廿一日 患者	患者延員	明六年八月廿日ヨリ同七月廿一日迄 患者	患者延員	全上比較差 患者	患者延員
胃ノ疾患	二六二、人	二、八一五、人	一四九、人	一、七七四、人	一一三、人	一、〇四一、人
腸ノ疾患	一四七、	一、〇二三、	一三二、	六七六、	一五、	三四七、

備考

潰麥器械は東京市淺草區黑船町十七番地神保兼右衛門方に於て製作販賣せりと云ふ

○病餘の閑言

耕道・生

迂生は未だ監獄の事に從ひまして日が淺ふござりますから何も詳ひことは存じませむそこで監獄のことに就きまして彼是論ずる丈の知識もなければ經驗もありませむので恰も盲者が蛇を捉へてその首と尾を評すると同じやうなものでありますけれども近頃病氣の保養中無聊のあまり不圖心頭に浮び出ました事柄もありましたのでほんの讀者諸君の御笑草に協會雜誌の餘白を汚しましたのであります

扨諸君は素よりご承知のとうり刑の執行と云ふものは犯罪人の心意的又は肉體的に通常の狀態に異なりたる非常の苦痛を與へるものであるそれは犯罪人の行爲と云ふものが通常人の行爲と違ひまして社會の安寧だの社會の幸福だのと云ふ者を害しまして國家の威分を重んぜず之に遵ひませむのでありますから國家は是等の者を强壓反正せしむる爲にどうしても相當の苦痛を與へなければなりませぬのでありましようこの苦痛と申しまするとにつきましても昔と今とは大に其程度が違てまいりまして昔は囚人を容れまする獄屋と申しましても揚屋牢とか土牢とか申して人間の住へる處ではなひ全で猪か熊などの住居と同じやうな處で空氣の通ひも惡しければ穢に湯も浴びせず髮も剃らさず衣食も粗末極つた物を與へまして大抵のものは一度牢屋に這入れは病氣に罹るか癈疾者にならぬものはなひと云ふやうな慘況で何人も牢屋の二字を耳にいたしますると慄つとせぬものはなかつたらふと思ひます之に反しまして漸々世の中が開けてまいりまして假令ひ犯罪人と申しましても猪や熊の取扱をするのは酷ひ人間に相應した取扱をせねばならぬと云ふことになりまして空氣の流通は勿論髯も剃らせる湯には入らせる衣服も相應の物を給する食物も通常の貧民よりか却て優つたものを與

へる運動もさせると云ふことになりまして明治の聖代になりましてからは昔とは殆むと天と地との差ある取扱になりまして大に其苦痛の度を減してまいりました尤も闇室に容れるだの鐵丸を牽かせるだのと云ふことは西洋諸國の例にもありましようがまだ幾何か昔浸みた風を脫せなひ所もあるやうに思はれますが是等はどうしても改悛の途も反正の方も追つ付かなひ兇惡の囚徒に對する苦痛の方法でありますから必要已を得ざることでありましようから仕樣もありますまひが彼の鐵丸を牽かせると云ふやうなものには給與工錢の恩惠なども一切之を與へぬと云ふことにしたらどうであらふかと思ひます

迂生が今ま論じたひと思ひ出ました問題はこの恩惠より出る所の給與工錢のことであります囚人の服役より生しましたるこの恩惠的の給與工錢と申しまするものは果して刑の執行の目的たる苦痛を與へると云ふ原則に協つて居るかどうかと云ふことであります成程囚人と申しまするものは監獄て一種の別社會に於きまして一定の刑期間嚴格なる紀律の下に各々其作業に服從して居りますから通常人の境遇生活とは大に窮屈なる生活をして居りますので苦痛に違ひはありますまひしかし彼等は日々作業の科程に從ひまして或る夫役を爲し或る一箇一物を作り出しまするとは國家は恩惠的に其勞役によりて作出し又行爲したる價値の幾分を割ひて彼等に工錢として給與するこれは一は勞力に厲み手技に慣るゝの奬勵と一は彼等が出獄後差當り職業を求め得る間の生活費又は資本に充つるの主旨に基くものにして或は一種の刑事政策とか經濟策とか云ふやうな意味をも含んで居るかどうかと云ふことは知りませむが刑の執行の目的と云ふ方から見ますとどうも少しく反しては居りはせまひかと思ひますそういたしますると監獄の給與工錢は一切之を囚徒に惠與せぬと云ふことになるやうでありますけれども全て之を惠與せぬと云ふ說ではありませむ現今の給與法と云ふものは少しく經濟的の方に傾き過きては居りはせなひかと云ふことであります それはどう云ふことかと申しますると給與法の主旨と云ふものが勞役上の奬勵とか出獄後の職業を得せしむるに在るものだと申しますならば成程彼の强竊盜犯だの詐欺取財犯の如き畢竟自活の途がなひから惡ひとは知りながら命には換へられぬどうしても人の物を盜んだり騙り取りたりして食はにやならぬと云ふものには適當の方法かは知れませむが何も竊盜だ詐欺取財だと申しましても强ち食ふことの出來ぬ奴ばかりとも申されませむ中には生活に差支へのなひ財產を持つて居るものもあります其外謀故殺だの歐打だの姦淫罪だの其他の犯罪者の如きは必らずしも生活に困るから罪を犯したと云ふものゝみではありませむ現に在監中の囚徒を調べて見ましたならどうてありましよう何も食ふことに困つて罪を犯したものではなひと云うものも餘程の多數を占めて居るだらふと思ひます殊に强竊盜詐欺の如きものは出獄の後國家の恩惠したる工錢によりて正當の職業に就きますものは殆んど少數でありまして是等の犯罪者は初犯よりも再犯の方が寧ろ多數を占めて居りはせなひかと思ひます果してさような有樣てありましたならこの給與工錢たる國家の恩惠金と申しまするものは實際に於てどれだけの効力を現はしておるかといはなければなりませぬ箇樣に申しましたなら囚人をして役業に對する勉勵心を失はしめ隨て出獄後に於ても其勉勵心を持續せしむることが出來ぬし重病などの時に於ても滋養物を購入せしむることも出來ぬと云ふ不都合を生すると云ふ說もあるか知れませむがそれは必らずしも給與工錢を與へなひから勉勵心を持續させることが出來ぬ滋養物を購求させることが出來ぬとは謂はれませむそれは宗教的感化力なり又は刑法上に於ける假出獄又は特赦の期限を今少しく短縮して現行法に於ては刑法上刑期四分の三を經過したるものにあらざれば假出獄又は特赦を許さずとありまする所の規定を刑期四分の二を經過したるものと改正し尙ほ賞票授與の期限をも短縮して作業に勉勵し改悛の情著しきものには早く假出獄なり特赦なりの特典を與ふると云ふ方て勉勵心を奬勵し持續させ又醫療上必要なる滋養物の如きは藥餌料なりまたは親族の差入なりを許して之を給與するも決して差支へはなからふと思ひますそういた

しましたならば刑の執行の目的にも殆んど一致することが出來るやうになりますそれゆへ迂生等の考へでは實際出獄後に於てすぐに生活に困ると云ふものばかりに給與工錢を惠與し生活に困らぬものには一切之を給與せざるやうに監獄則を改めれは恰好であらふと思ひますけれども生活に困るとか困らぬとか云ふことを調へまするのは實際非常な手數を要しまして容易に精確なる取調へを得難ひことでありますしまた或る者には之を與へ或る者には之を與へぬと云ふも少し不公平の取扱たるを免れませむから初犯は兎も角も再犯以上に限り一切之を惠與せぬと云ふことになればよからふと思ひます尤も刑事被告人の方は別でありますろう云ふことに改めましたならば監獄の手數も省けるし國庫の收入も增すてあらふと思ひます又序に申して置ふと思ひますがこれは屢々或る先生方が申し聽されてありますす別房留置人の如きも之を監視の期限中留置てみました處がほんの五十歩百歩であまり實効もなく一日留置けば一日だけ國庫の費用を食ひ減すに過きませむから箇樣な要急の箇條は其一部なりとも速に刑法改正案の通過を望みたひものでありますそういたしましたならば刑の目的にも一致するやうになりまして犯罪者をして其前非を悔悟し遂に改過遷善の一端にもならふかと思ひます迂生の申しました以上の議論は素より陳腐迂論たるの誹を免れませむけれども保養中の無聊を慰せんが爲め讀者諸君の御一笑に供するのみてあります

○東京便

別　天　生

拜啓征露の軍は日に益々捷報を傳へ御同樣大慶の至に奉存候、最早大局の上に於て勝算自から定まりたる者の如く今日既に旅順、浦港の制海權を握取したる以上は進んで陸戰の二三激戰あつて兩港若くは其一を占領したる後哈爾賓を侵入するを得べきや疑を容れざる所に御坐候、是れ實に架空の臆說に非ずして事實は早や眼前に髣髴として現はるゝべく必至の勢として打消す能はざる力ありと確信致候、果然筆を進むるの際今復た旅順陷落の報に接し事實の眞僞は保し難く候へ共其實旅順は陷落と同樣各目の否運に際會せることは何人も想察するに苦しからざる所に御坐候、斯の如く連戰連捷の快報を得るに至る所以のものは全く　陛下の御稜威に依ること勿論なりと雖も其の臣民の忠愛勇武なること絕倫他に匹儔するものなき有樣にて斯の樂しき邦土に生れ喜ばしき同胞と手を交ゆるの至幸は寔に天を仰て　聖上の恩澤を拜し地に伏して地下幾尺の下に埋れる祖先の靈骨に對し感謝極りなき所に候

臣民の勇武は獨り戰時に際し發揚せらるゝのみならず我が斯道者に在ても戰時同樣の艱苦に耐へたる事蹟を耳に致し候、今將た當地に於ては春寒料峭の候には候へ共北海の濱朔風凜烈指を墮さむ計りにて積雪壓を沒し歩行に難むの際、本年一月下旬の頃樺戸より囚人百五十名を十勝に移送したる困難は到底吾人豫想外の趣にて樺戸より鋸延迄陸行二里鋸延より汽車にて上川先の停車場まで參り同地より十勝へは大凡そ十七八里の路程にて何れにか一泊せざるを得ず、幸に樺戸出發の際は左したる事變もなき樣なれど翌二十一日午後よりは同地近十數年稀なる大吹雪にて天地晦暝一歩も進む能はず道程石狩十勝の國境なる山險を踰へざる可からざるも咫尺を辨ぜず、路は既に積雪の中に沒して何れを迴るべきか殆ど進退谷まるの苦境に陷り、而も身は戒護の重任を負はざる可からず、彼等囚人或は叫喚し或は鳴咽し或は脅嚇し死して獄裡の鬼と爲るも此苦艱を甘んずべきに非ず抔と唱へ非望を遂ふせんとするの暴動あり、其弱者は足一歩も進む能はずと稱し吏員の庇護を待ち互に相擁し相呼び病者三十名を扶掖し辛ふじて何等の故障なく目的地に到達したるの情況に有之、其艱難は到底筆紙に盡くし難き事と想察致候、當監在勤の鬼丸看守長の談に依れば當日は樺戸本監より五六町を距る官舍に退廳するさへ三時間以上を費したる始末にて古今未曾有の吹雪にて吏員何れも如何歟と心配致居りたる趣、語られ申候、幸に無慈押送の使命を全ふしたるは當該吏員の熱心奮勵に基する所に有之、小生は此一事を以て廣く監獄官

吏の龜鑑として賞揚するに價あるべき事と確信し且尠なからざる同情を以て感謝の意を表し候

仙臺監獄廢止の件も此事變の爲め宮城監獄拘禁囚を北海道に移送する能はざるに依り一先見合と相成申候、併し他日囚人移送の便を得るに至らば廢止を斷行せらるべく何時まで廢止せらるべきやは今より豫想に難き所に御坐候、

各監獄判任官並に看守定員の變更も既に夫々達せられたる趣に候、從來拘禁定員と其實數との間非常の懸隔ありて爲めに事務繁閑の度著しく異にしたる點は此吏員定員變更の爲めに將來は左したる不權衡に陷らざる事と存候

監獄吏員の應募債券總額は十五萬圓以上にして何れも國民後援の責務を全ふせんが爲に熱誠なる衷情より出でたる者に有之、金額の多寡は必ずしも深く問ふを要せざるに似たれども志あつて自ら臣民の非常事變に際する本分を盡す能はざる者あるに至つては其の之が志なき者と同じく個人としての價値品位亦敢下せざるを得ず、平素の心掛は極めて肝要にて斯る事變に際し自己の志を全ふする上に於て如何に衷心の滿足を感ずべきや、恰も壯丁の召集に應じ國事の爲めに盡瘁せむとする嚴父の志と同じかるべく一家の名譽一門の幸慶之に如くものなかるべし、各監獄中應募額の最も多きものは名古屋とし一萬圓以上に昇れり次は大坂（八千圓以上）水戸安濃津高松等何れも五千圓以上の額に上り申候、思ふに此等の監獄吏員は土着の士多く且一般生計の程度に於ても豊かなるものあらむ歟抔想像致候

所謂武士は食はねど高揚枝の清貧に甘んじて廉潔を守るの美風は現金主義の世の中に漸く壓せられて今は是れ總へて我利の念より割り出されざるものなく我監獄に在ても看守收賄の聲を聞く毎に地獄の沙汰も金次第の聯想を起さゝるはなく金錢の爲に行刑の嚴正を紊亂せしむるの非道齬溝今猶ほ在るを想ひ衷心誠に慨嘆の情に堪へず候、固より少數看守者の手に依て此曲事は行はるゝ事に相違なきも、此汚點は全般監獄の威信に關し動もすれば世人は今尙昔時の如く地獄の金は自由を買ふことを得べきかの感想ある矢先に偶々一二の出來事は之が媒と爲つて一般の誤信を來す基たるの勝念あり、殊に古代の監獄史を閲すれば何れも皆行刑は金錢の爲に左右せらるゝ所と爲りたる弊事擧げて吾人に其の深戒を要求する者あるを以て腦裡に深く印刻せられ、此一事こそ最早既に監獄腐敗の極點に達したるものと信ずるの餘り此醜聞を聽く毎に針に刺されたる如き感起り申候、之を監督するの至難なるは申す迄も無之全く一に各自の修養に依るの外なし、事は二三看守の間違と誤認する勿れ、予は之を以て由々敷大事と思ふなり、行刑の公平嚴肅は之に依て攪亂せらるゝかを思へば爽然として聞流す能はざるなり、殊に況んや躬靈性修養の任に當るべき教誨師自身に於て可憐なる囚人救濟を名として詐欺取財の大罪を犯すに至れるをや、一葉動て秋風の來るを知る、世俗の魔風も亦斯る靈界迄も襲ひ來れるにや、あはれ嘆はしき限と奉存候、各自其の志を堅固にし飽く迄も品性の修養を努められ此汚名を雪かれんこと不堪希望候敬具

○明治三十七年一月末日現在全國在監人員表

	三十七年一月末日	三十六年十二月末日	同一月末日	前月ニ比シ 増	前月ニ比シ 減	前年ニ比シ 増	前年ニ比シ 減
國刑事被告人	五四、二六一	五四、九四六	四八、九五一		六八五	五、三一〇	
懲治人	八、五五六	七、五一九	八、〇六九	一、〇三七		四八七	
監獄留置人	三七一	三六一	一九九	一〇		一七二	
監獄留置人	二九二	二九三	九〇五		一		六一三

	孔子合計	監獄	留置場	再揭
兒	九四	六三、五七四	六二、五一八	一、〇九六
	一、一二	六三、二三〇	六二、三一四	九一六
	九二	五八、二一六	五七、三一四	九〇二
		三四四	二〇四	一四〇
	一七			
	二	五、三五八	五、二〇四	一五

○明治三十七年一月末日現在全國在監人員表

	管	京	谷	市	鴨	巢	横	濱	和	浦	橋	前	葉	千	戸	水	宮	宇	都	野	長	府	甲	津	濃	安	名	屋	古	畑
因入	八四七	五三七	一、二五四		一、九一六	一、三九八	一、〇七三		一、二五三	一、三五二		八六五	一、二二五	八〇六		一、二四〇	一、三五二		八八三	五五八		二、一四〇	九〇六
懲治入					四	八	一〇九			三	一四	六	七			五六	二	四		三		二
刑事被告人		一、四二〇				一、四〇	一、六三		一、五八		一、六〇	一、四〇			七七		二六〇	七三			四一	九三
別房留置入		二	二五			二〇	二			四	九	六	二		四	七	四	九			五	五
乳兒		一				一	一		一	三	一	二	一								四	四
合計	八四一	一、九六〇	一、二七九	一、九二〇	一、五六七	一、三四八	一、四一一	一、〇四一	一、六二一	六三六	九六七	一、六一八	一、三七九	九〇〇	一、六二一	一、三四〇	六三六	九六七	一、六一八	一、〇六九	一、〇一二	一、〇一二	九二六

	岐阜	井	福	澤	金	山	富	新	潟	城	宮	仙	臺	島	福	岡	盛	岡	青	森	形	山	秋	田	都	京	坂	大	川	堀	川	瓦	奈	歌山	和	戸	神	岡	山	島	廣	口	山	取	島	江	松
因入	七五八	二八七	四五二		三四九	九七五	九六九	五七四		五三八	四〇六	一、一二九		一、一一六	一、一六五	二、〇四二	九四三	三一四	八二二		二二二	六五三	七三八		二、一六三	二、八八二	一、四四五	六一〇	七六五	二	五三八	四〇六	二	五	九六九	五七四	九七五	三四九	四五二	二八七	七五八	三一四	九四三	二、〇四二	一、一六五	二、〇一六	八二二
懲治入	三	七	二		一	一	二	二		二	五	二		五	一	三	一	一	四	二	八	一	四	二		一	四五	一	三	一	七	二	一	七	一	一	一	一	一	五	一	三	一	五	一	一	四
刑事被告人	九二	七二	五四		五〇	八六	八六	八八			一八六	三六三		七八	七七	一二九	一七七	一六四	一五		七二五	五三	四二		一一七	八九	三一五	六三	四一	九四	一一七	四二	五三	七二五		一六四	一七七	一二九	七七	七八	一八六	三六三		八六	八八	五〇		四一	九四
別房留置入	一	四					七	六		四	四	一	一	七	四	一	一	六	四	四	一	五	四	三二	六	一	四	一	一	一	五	四	五	一	四	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
乳兒	一	四			一	二		四																																							
合計	一、八四一	三五二	一、二八〇		五〇五	四三八	一、〇六九	五七四		四八八	六二三	九〇一	七九七	一、六一六	二、九二九	一、〇〇七	七一四	七八〇	二、二五四	一、二六三	二、三七二	一、〇一〇	三五七	九二六																							

○前表中外國人を國籍に依り區別すれは左の如し

	人口	刑事被告人	合計
英吉利	一		一
獨逸	一		一
露西亞	二		二
佛蘭西		一	一
北米合衆國	二		二
清國	二四	一	二五
韓國	五	二	七
合計	三四	四	三八

	人口	刑事被告人	合計
德島	七四九	八一	八三一
高松	六九七	四六	七四八
松山	一、〇八一	九二	一、一八〇
高知	八〇〇	八四	九一〇
三池	一、四七二		一、四七二
長崎	一、四三七	四九九	一、九四九
福岡	一、五二三	三三九	一、八七一
大分	六九六	九五	七九三
佐賀	七二八	八六	八二五
熊本	七五三	一六八	九三六
宮崎	四八八	五八	五四九
鹿兒島	六八三	一四七	八三三
沖繩	二七五	一六	二九一
神戸	六七二		六七二
横浜	一、〇九五		一、〇九五
長崎	九二二		九二二
函館	七二八	二五七	一、〇三一
札幌	六七一	一五〇	八四四
總計	五四、二六一	八、五五六	六三、五七四
監獄	五三、三五一	八、四一〇	六二、五一八
內譯 留置場	九一〇	一四六	一、〇五六

	人口	刑事被告人	合計
內譯 監獄	三七一	二九二	九四
內譯 留置場	三七一	二九二	九四

○明治三十七年一月末日現在全國囚人刑名別

刑名	三十七年一月末日現在 男	女	計	三十六年十二月末日現在	前月比較 增△減
無期徒刑	一、二九九				
有期徒刑	三、四六六	七一	一、三六六	一、三五七	九
無期流刑	一	三一九	三、七八五	三、七七八	七
有期流刑	八		八	八	
重懲役	三、四六〇	五五七	四、〇一七	四、〇二六	△九
軽懲役	三、三六八	二八四	三、六五二	三、六六七	△一五
重禁獄	四		四	五	△一
軽禁獄	三		三	二	
五年以上	二、七七七	四四	二、八二一	二、八一三	八

重禁錮	五年未滿	六、六七六	二一三	六、八八九	六、八〇六	八三
	二年未滿	一一、四三一	四一六	一一、八四七	一一、八六二	△一五
	一年未滿	六、四九八	三二四	六、八二二	七、〇三〇	△二〇八
	六月未滿	九、四五二	六八〇	一〇、一三二	一〇、五五五	△四二三
	一月未滿	五八四	六十	六五一	五七七	七四
	計	三七、四一八	一、七四四	三九、一六二	三九、六四三	△四八一
輕禁錮	三年以上	一	｜	一	一	｜
	三年未滿	一二〇	｜	一二〇	一一三	七
	一年未滿	八七	一	八八	九二	△四
	六月未滿	二五九	八	二六七	三一二	△四五
	一月未滿	六六七	三六	七〇三	八四三	△一四〇
	計	一、一三四	四五	一、一七九	一、三六一	△一八二
拘留		八五六	二〇七	一、〇六三	一、〇七六	△一三
蓄刑		二一	｜	二一	二二	△一
合計	初犯	一九、〇九八	二、一五〇	二一、二四八	二一、六四四	△三九六
	再犯以上	三一、九三六	一、〇七七	三三、〇一三	三三、三〇二	△二八九
	計	五一、〇三四	三、二二七	五四、二六一	五四、九四六	△六八五

雜 報

○經費節約上の注意綱領

客月茶話例會に於て眞木本會委員の講話速記（經費上に關する注意）は載せて本誌論説欄内に掲げしが講話後尚注意すべき細目に就き會員の問に對し答話せられたる大要即ち左の如し

一 諸物品の買入に注意し努めて廉價に購求するの道を講すへき事

二 給食分量を精査し適度に之を定め九合食の範圍は濫りに擴張すへからさる事

三 殘飯を減することを努め併せて之れか利用に注意すへき事

例證 食器には小飯匕若くは別に箸を附し之を以て他の食器に分取喫食せしめ殘餘生するも之れに着箸せしめす次回の飯炊に補充混炊し又着箸の殘飯殘菜と雖飯菜を別箇の容器に集合し飯は乾飯に爲す等之れか利用の道を講する等の類なり

四 洗流の米麥を放擲せさる樣注意すへき事

例證 米麥洗淨の際金網等を受け置き流失を防止するの類なり

五 飯糧の種類は其土地常用のものに就き經濟となるへきものを選み機宜に應し食糧を變更し其旨報告すへき便法を開かれたる旨趣を徹底せしむること

六 自辨食の道を擴張し飯菜何れにても許可する事

七 滿期放免日の朝食は前日其給否を聞糺し給與を望まさる者には支給するに及はさる事

八 來年度より留置人費を償還するに當りては出監日に相當する費金を仕拂はさる樣嚴密に調査すへき事

九 罰金刑を有する者には可成上納せしむる樣說諭を加へ換刑者の數を減する樣注意すへき事

十 炊事浴湯用薪炭は其使用分量を限定し漫りに之を超過せしめさる樣注意し若し石炭を使用するの利益ある所に在ては之れに改むへき事

十一 炊事竈又は浴湯瀛罐不完全にして徒に燃料を要し不經濟に失するものは漸次其改造に努むへき事

十二 構內路燈の點火消光の時刻を定めて之を勵行すへき事

十三 器具器械は其新調を節約するは勿論廢物利用の道を講し質素且堅實を主とすへき事

十四 用紙は凡そ其使用高を限定し就中在監人に給與する塵紙の如きは其限定したる枚數以上を所有せしめさる樣注意すへき事

十五 作業用器具器械及索品は其買入に注意する

は勿論從に買置を爲さゝる樣注意すへき事

十六　消耗品の使用限度を定め其の出納受授を嚴密に爲すへき事

○三十七年度の豫算に就て

○三十七年度監獄經費前年度豫算施行に就て

三十七年度監獄經費施行豫算を三十六年度の同施行豫算に比較すれは兩政の整理及在監人減少等の爲め左記の如き減少を見る

一集治監俸給及諸給の項に於て　六、二八四、〇〇〇円

一地方監獄同項に於て　七、三一四、〇〇〇

一集治監醫費修繕費旅費雜給及雜費の四項に於て　七、四一四、〇〇〇

一地方監獄旅費、雜給及雜費の二項に於て　一八、七八六、〇〇〇

前掲の減額は何れも兩政の整理に屬するものにして吏員の減少幷事務取扱上改善を加へ節約せらるへき金額にして三十七年度に於ては前記減額を引去りたる額に依り經營すへきものとす　一七、九〇〇円

一集治監囚徒費の項に於て　八四、七〇七

一地方監獄在監人費に於て

前掲の減額は何れも財政整理幷在監人員減少に屬するものにして食料給與額幷官司業に屬する作業費に節減を加へたるものと在監人員の減少に依る金額にして三十七年度に於ては前記減額を引去りたる額に依り經營すへきものとす

○同各監獄配賄豫算に就て

三十七年度施行豫算は前項に掲けたるか如く三十六年度の夫に比し減少せしに依り隨て各監獄配賄豫算も三十六年度の夫に比し減少するものにもて前年度配賦に對し異動の主なる事項を擧くれは看守長の俸給平均額は從來三拾三圓三拾圓貳拾六圓貳拾五圓及二十四圓の五等級に別ち剩餘の分は留置と爲して年末に際し賞與に配當せしも本年度に於て三拾三圓三十圓貳拾七圓貳拾六圓貳拾五圓貳拾五錢貳拾四圓貳拾五錢の六等級に別ち剩餘の分は定員減少等に依り休職を命したる者の休職給に配賦の筈なりと云ふ、醫費の配當は最近の實費及要求額を斟酌し增減を施したるに依り前年度配賦額に增減あるを免れさるへしと云ふ、修繕費は各監獄建築物の新舊構造の完否及要求額を斟酌して配當せられたるに依り水火風震等臨時災害の爲め復舊修繕費の多額を要し不足を生する場合の外は年度内の修繕工事に對しては增額を許さゝる由而て非常に充つる爲め幾分の留置を存せりと云ふ内國旅費は各監獄一定の率に依るの外作業の關係に依り特種の事情あるものを認め配賦せられたるに依り本省より特に命令せらるゝ場合の外に生する旅行に對しては一切增額を許されさる由なり（從來特種の事情の爲め事後に於て增額を申請せしものに對し特に許可したる例もある由なれとも將來は之を絶對に認めさる方針なりと云へは特種の事情を有する監獄に在ては豫め相當の餘地を存し置くの注意あるは緊要なるへしと云ふ、看守俸給平均額は從來十一圓三十錢乃至十四圓の數等に別ち之に部長に對する增額幷教習看守の俸給を配賦せしを三十七年度に於ては成るへく各監獄の平均額を一致せしむるの必要を認め平看守の俸給は十二圓乃至十三圓五拾錢とし部長は總て平均十六圓とし而して教習生の俸給は總て刪除せりと云ふ監獄醫の俸給は從來本監は五十圓四十圓の二級分監は三十五圓三十圓の二級に別ち配賦せしを三十七年度に於ては本監の五十圓、四十圓を醫務所長に充つへき者に對しては六十圓五十圓とし其他は四十五圓三十五圓とし配賦せられたりと云ふ女監取締定員十人以上の監獄に在ては其監督に充つへき者に對し特に二十圓を配賦せられたりと云ふ又在監人費に在ては食料米麥の數量定率を置き棄代を前年度の率に比し約二割を減し尙ほ各監獄の均衡を保つ上に必要を認め最高最低の監獄に對して多少斟酌增減し其他被服費就役費雜費等一定の率を置き氣候の寒暖作業の種類又は各監獄の諸々の設備等を斟酌し配賦せられたりと云ふ而して食料費給與工錢護送費留置人費の如き在監人員の異動に依り費額に增減を生するものゝ外一切增額を許さゝる方針なりと云ふ

○使用停止額支出幷第一豫備金支出に就て

豫算不成立の爲め前年度豫算施行する場合に於て要求額の減少する部分は政府か議會に對する德義上其の使用を停止する慣例にて之れを使用するの

必要あるとき普通費途に在ては閣議の決定を要し豫備金補充の費途に在ては大藏大臣の承認を要すること丶なれり在監人費又は囚徒費は何時にても大藏大臣の承認を求むることを得る筈なれども三十七年度に在ては國度か巨額の戰費を供給する場合に際したるに依り第一豫備金の補充は勿論停止額の使用と雖とも之を要求することは甚た困難なるに付ては監獄費支辨上豫め深篤なる注意を拂ひ繰合の方法を講するの極めて緊要なるへしと云ふ

○三十六年度に於ける囚徒費及在監人費の實費は未た精確の數字を知る能はさるも既定の施行豫算の外停止額の使用幷豫備金より補充したる金額は

一囚徒費に於て停止額を使用したるもの　一三、〇〇〇円

一在監人費に於て停止額を使用したるもの　八六、〇〇〇

一同豫備金より補充したるもの　一九一、〇〇〇

前掲の如く約二十九万餘圓なりとす若し三十七年度の所要にして前年度の實費と增減なきものとすれは施行豫算外囚徒費に於て三万餘圓在監人費に於て三十七万餘圓の增額を要する計算なりとす然るに三十七年度に於ては到底施行豫算内にて處理せさるを得さるの餘義なきものとすれは監獄當局者の苦心經營實に容易ならさる事なるへしと云ふ

○留置人費の費途

拘留狀又は逮捕狀を執行したる警察官署の留置場に押送に付する迄一時拘禁したる費用に就き當然警察費より支辨すべきものとし或は拘禁費なるが故に監獄費より償還を受くべきものとし疑義は各府縣警察部の間にも横はりたるが今回右等の者は監獄費の負擔と定め令狀執行後は成るべく速に押送し若し相當の事由なくして留置したる場合の如きは警察費の負擔なりとして其旨一般に通牒せらるべしと謂ふ

○横濱監獄に瘖啞懲治人を收容す

東京府近各監獄に留置せらるゝ瘖啞懲治人は悉皆横濱監獄に收容することゝ爲り同監獄には特に盲啞學校卒業生を以て教師に充て十分に瘖啞者の教育に任せしむる計畫なりと謂ふ、尙之に次て近近精神病囚も亦巢鴨に收容するやの計畫にて昨今取調中なり、着々囚人分禁法の行はるゝに至るは最も喜ふべき現象にして各地方に於ても各適當の地を撰んで特別監の計畫を施されんと望ましけれ

○監獄拘禁定員

過去一年の實驗に依れば在監人拘禁定員は實際の拘禁人員と著るしく齟齬する點もありて一々之を定員と適合せしめんと欲すれば勞ひ押送を頻繁に行はざる可からざる不便あるを以て今回内議としては左の如く拘禁定員を改正し之に依り豫算の配付をも爲す筈なりと謂ふ、尙右定員變更の訓令は此際發表せられずして今後一年間姑く機を見る筈にて公然訓令の手續は見合はし主務局に於て内議として取定め置き吏員其他在監人費等の配分は此定員を斟酌して定めらるべしとなり

東京	千四百人	
浦和	九百五十人	
前橋	千五百人	
千葉	九百五十人	
八日市場	百人	
水戸	千人	
宇都宮	九百五十人	
長野	八百人	
靜岡	七百五十人	
沼津	百人	
淺根	百五十人	
高田	百五十人	
福島	七百五十人	
京都	千三百人	
大坂	二千四百人	
和歌山	七百人	
廣島	千四百人	
山口	千人	
鳥取	四百人	
高松	八百人	
松山	九百人	
中村（高知）	百人	

長崎　千五百人
久留米　四百人
小倉　三百五十人
熊本　八百人
札幌　八百人

○軍衙處斷囚の收監

軍衙處斷囚の地方監集治監に拘禁すべき者に就ては明治二十七年同二十八年內務省訓令第七號に依り收監すべき等なるも二十八年內務省訓令第七號は今日に於ては最早收監區分を施こすの必要なきが故に押送の煩を省く爲め處斷地著船地又は本人の所在地に接近したる監獄に收監する旨不日訓令せらるべしとなり

○假出獄停止の刑期算入方に就て

假出獄を停止したるときは出獄中の日數は刑期に算入せずとの明文あるも出獄の翌日より入監の前日迄刑期に算入せざる計算法にて恰も逃走の場合に於ける計算法と同樣なり、問合せの向もあれば念の爲め掲げて參考とす

○附加罰金の換刑命令は之が取消を受くるに非ざれば假出獄を許されず

附加罰金の換刑命令ありたる者に就ては相當の手續を經て取消を受くるに非ざれば假出獄を許されざる方針にして若し此等の者に對し假出獄を許すとすれば本刑滿限後更に再び換刑の爲め入監せしめざる可からず、然るに一定の期限經過後再度の入監は手續に於ても又は之を實行する上に於ても困難勞なからざるを以て此種の者に對しては假出獄の詮議六かしかるべしと謂ふ

○戰時召集の看守休職給に就て

召集の命に應じたる看守の休職給に就て勅令發布せらるべき旨前號に掲載せしも今日に至るも之が發布なきは昨今其筋に於て休職給額の範圍を定むること丶爲りたる爲め行惱みの有樣にて多分隱海軍より受くる俸給を控除して其殘額の半に達する迄の俸給を支給せらる丶ことになり近日發布せらるべし

○假出獄提出書類の注意

各監獄より提出せらる丶假出獄上申書に就ては往々不備脫漏の點ありて調査上不便勞なからず爲めに照會の煩はしきに堪へ兼ぬる程なれば此程主務局に於ては誤謬と覺しき點を集め左記の注意事項を配付したりと謂ふ

一上申書題目には假出獄の件上申、稟申と書し結尾には此段申請、稟請候と書し前後不同の文字使用するものあり

一氏名の讀難きものには傍訓を施すべきとは三十六年四月典獄會議注意事項第七に掲示あるに往々讀難きものに尙傍訓を付せられさる向あり爾今傍訓を付せられたし

一共犯者の同刑期若は刑期四分の三に達せるものにして同時に假出獄上申せさるものは其事情付記すべきことは三十六年四月典獄會議注意事項第六に掲示あるに往々其記入漏れに屬するものあり

一有共犯者とは數人中其一部のみ上訴を爲したるときは上訴せさるものをも包含す

一本籍地等は上申書身上表戶籍謄本は同一なるべきに往々郡町村廳合の結果相違ある旨上申書に付記あるも身上表に訂正を加へさるものあり

一年齡計算は三十五年法律第五十一號に依るべきは當然なるに戶籍謄本に生年月日記載あるに拘らす上申書に單に某年某月生とするあり或は某年月日生某年某月何年何月と併記し一は日を以て計算し一は月を以て計算するものあり

一判決謄本に官文書僞造詐欺取財とあるに單に官文書僞造と記するものあるも此れ官文書僞造と詐欺取財との二罪併立せるものにあらす只重きに從ひ處斷せられたるのみにして官文書僞造詐欺取財なる實質上の一罪なれは判決謄本に依り記載せられたし（刑法二〇六、二八九、三九〇條等參照）

一因人にして附加罰金に處せられたるものは換刑命令の有無を必らす記載せられたし

一上訴の結果上告審にて破毀移送に係る場合上告審の對話聽本添付なきもの多し若し添付せさるときは必らす上訴申立人對話年月日を記載せら

れたし

一上訴申立人を上申書に記入するに主たる上訴人のみを記し附帶上訴人を欠くもの多し

一上申書中往々年月日の下日附の下日附の記入與獄名下の押印漏等のものあり

一出生別は民法の規定により嫡出子、庶子、私生子となすへき旨一月監甲第三五號を以て局長より通牒相成居候に尚嫡出、公生、公生嫡出子等と記入せるもの多し（民法八二〇、乃至八三六、民施行法九、三十一年六月勅令一二三、六年二一號布告參照）

一身上表第十一欄第十二欄の名前等は戸籍謄本と同一なるへきに往々死亡者を今尚存するもの、如く記入せるあり或は生存者の記入漏あり或は同音異字の相違多し（市と一、次と治、フと富ふの如し）殊に婦女にあつては文字の異なるもの多く尚年齢の相違せるものあるも悉く戸籍謄本に據られたし

一刑期計算に付ては殊に其精確を期せらるへきは勿論なるに尚往々違算に屬するものあり就中一審二審間の日數を通算控除するに際し先つ滿期を算出し然る後全刑期四分の一を控除し四分の三に充つるものあり此る計算は誤謬を來す一の原因にして年に平閏あり月に大小あり必すしも正確を期し難し故に先つ全刑期の四分の三を算出し然る後通算日數を溯りて控除し刑期四分の三とせられたし

一行狀錄摘要の懲罰に關する事項中往々單に懲罰何回に處すと記するものあり其年月日犯則行爲の大要、懲罰の種類を明記せられたし

一身上表行狀錄摘要に云ふ親族とは民法に規定あるものを指し刑法の親屬例を指すものに無之又義兄義姉等の記入ある向あるも右は民法の規定に據られたし（民法七二一五、乃至七三一、參照）

一上申書身上表中夫妻にして其氏を異にする者あり此れ民法第七百四十六條第七百三十二條第七百八十八條の規定に反する義に付調査を遂けられたし

○外國米給與

外國米給與は或は脚氣患者を起すと稱し或は口內炎を起すと唱へ非難する向もあるやに聞及べるが果して事實是等は外國米給與の結果なるや否やは未定なれど兎に角注意すべき事項と謂ふべきなり今左に德島監獄の之に關する調査を得たれば左に掲げて參考に供す

○口內患者に就て報告

當監に於て昨年末より本年に跨り口內病を患ふる者多きの感あり既往の經驗に徵するに如此冬期に於て同患者を發したる事未た曾て有らさる所にして冬期のみに非す四季共に觀さる所なり然るに斯の如き現象を來すは何物か原因あるならんと注意し調査せしに昨年十一月中旬頃より米麥混淆の飯を外國白米而已の飯に變換せしに據るならん乎試に發病月日を調査せしに次の如し

口內患者發病月日別

年月日	人員	年月日	人員	年月日	人員
卅六年十二月廿日	一	仝年仝月三十日	三	仝年仝月十日	三
仝年仝月廿一日	一	仝年十二月一日	三	仝年仝月十一日	一
仝年仝月廿二日	一	仝年十二月二日	二	仝年仝月十二日	一
仝年仝月廿三日	一	仝年仝月三日	二	仝年仝月十三日	一
仝年仝月廿四日		仝年仝月四日	一	仝年仝月十四日	七
仝年仝月廿五日	一	仝年仝月五日	四	仝年仝月十五日	四
仝年仝月廿六日		仝年仝月六日	一	仝年仝月十六日	七
仝年仝月廿七日	一	仝年仝月七日	一	仝年仝月十七日	一
仝年仝月廿八日	一	仝年仝月八日		仝年仝月十八日	一
仝年仝月廿九日	三	仝年仝月九日		仝年仝月十九日	三

日	數	日	數	日	數
仝年仝月二十日	二	仝年仝月廿九日	五	仝年仝月七日	八
仝年仝月廿一日	一	仝年仝月三十日	五	仝年仝月八日	九
仝年仝月廿二日	二	仝年仝月卅一日	四	仝年仝月九日	一二
仝年仝月廿三日	一	卅七年一月一日	一三	仝年仝月十日	一四
仝年仝月廿四日	二	仝年仝月二日	一〇	仝年仝月十一日	一一
仝年仝月廿五日	五	仝年仝月三日	七	仝年仝月十二日	一二
仝年仝月廿六日	五	仝年仝月四日	七	仝年仝月十三日	五
仝年仝月廿七日	一〇	仝年仝月五日	一五	仝年仝月十四日	三
仝年仝月廿八日	一〇	仝年仝月六日	一三	計	二五五

以上の表に據るときは昨年十一月二十日頃より創めて發病したるものにて漸次其數を增加せるものゝ如し而して從來四季共當監獄に於ては口內患者極めて稀なるに斯の如くなるは勢ひ他に原因あるものとせさるを得す　役業年齢に就ては如何の關係あるやを調査せしに　左の如し

口內患者・役業及年齢別

工場＼年齢	廿年未満	二十年以上二十五年迄	二十五年以上三十年迄	三十年以上四十年迄	四十年以上五十年迄	五十年以上六十年迄	六十年以上	合計	工場人員	健康者百ニ付患者人員
甲藺莚工	—	一	五	一三	五	—	—	二五	三九	六四、一
乙藺莚工	—	三	三	一二	六	—	一	二四	四七	五一、〇
木挽及桶工	—	二	三	四	二	一	—	一二	二五	四八、〇
甲農工	—	四	九	三	一	二	—	一九	五四	三五、二
糸繰工	—	一	二	二	一	一	—	七	一三	五三、八
木工	—	四	一	一〇	四	—	—	一九	五八	三二、七
裁縫工	—	七	二	五	四	—	—	一八	四二	四二、九
甲楊枝工	—	九	三	九	四	四	一	三〇	八〇	三七、五
乙楊枝工	—	三	二	四	四	三	—	一六	四五	三五、五
藁工	—	五	三	一	一	—	—	一〇	三七	三〇、八
炊夫	—	—	二	二	一	—	—	五	一五	三三、三
掃除夫	—	—	—	一	一	—	—	二	二〇	一〇、〇
傘工	—	二	四	六	二	三	—	一七	三六	四七、二
耕耘	三	—	—	—	—	—	—	三	一六	一八、八
第一分房網漉	—	四	一	四	—	—	—	九	二三	三九、一
拘置監分房網漉	—	—	一	二	—	—	二	五	二三	二二、七
藍染工	—	—	—	—	一	—	—	一	一	一〇〇、〇
乙機工	—	四	一〇	九	四	一	—	二八	四六	六〇、五
女監	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病監	—	—	—	—	—	—	—	—	三五	—
計	三	四九	五一	八七	四一	一五	四	二五〇	六五七	三八、〇
男在監人員	二二	一〇二	一三三	一八八	一三九	五四	一九	六五七	六五七	三八、〇
健康者百ニ付患者比例	一三、六	四八、〇	三八、三	四六、八	二九、五	二七、八	二一、〇	三八、〇	六五七	三八、〇

以上の表に據れは役業に服する者は殆と發病せさる者なく獨り女囚而已には患者を發見せす（刑事被告人は發病極めて僅少にして症狀も亦た輕し是れ多分入監の日淺きと差入食物あると喫食時間の緩なるとに原因するものならん乎）又一昨年夏頃より壹食後の運動を爲しつゝあるを以て勢ひ時間の制限に因り早く喫食し直に運動せしむる爲めに惹起したるものならん乎と考へしも如此塲合なれは既に一二年前即目下の狀況となるへき筈なるに然らすして特に昨年十一月頃より發したるを見れは單に運動而已は原因と爲すへからす然れとも早く喫食するは幾分の誘因となるへき乎

又年齡に就ては二十年より四十年迄に多く二十年未滿は僅少にして四十年以上よりは漸次減少するものゝ如きも元來此等年齡の囚人は比較的尠きに因り或は如此現象なるやも知るへからす故に年齡に就ては敢て關係なきものならん

又同患者は初犯再犯以上及入監年月の如何に據り調査せしに次の如し

口内患者犯數及入監年別

犯數＼入監年	明四年迄ニ入監セル者	明五年中入監セル者	明六年中入監セル者	長崎ヨリ移監セル者	明七年中入監セル者	合計	在監人員	健者百ニ付患者數
初犯	一七	六	一六	二	一	四二	一四〇	三〇・〇人
再犯以上	四五	三三	七三	五四	三	二〇八	五一七	四〇・二
計	六二	三九	八九	五六	四	二五〇	六五七	三八・〇

以上の如く入監年別の如何は現在囚人の入監年別統計なき爲め充分明瞭に比較を示す事能さるも強ひて入監年別に關係なきものゝ如し而して比較的患者の多きは長崎監獄より移監せし百名囚人中五十六名の患者を出せしにあり又三十七年入監せし者に僅少なるは日尚淺く人員の少きに因る又犯數に就て再犯以上の者よりは初犯者に稍尠し然れとも初犯者の在監數遙に尠きを爲め充分比較を取り難し

症狀　先つ始めには口内違和飲食物の刺戟を感し日を經るに隨ひ漸次舌の中線帶狀に上皮剝離し滑澤となり或は著しく赤色乳頭腫大或は斑紋若くは島嶼狀に上皮剝離し舌緣に來るあり舌尖に在るあり或は又舌全面上皮剝離充血せるあり乳頭點々隆起赤色を呈す

又舌の疾患に兼ぬるに咽頭充血し嚥下困難あり（扁桃腺は侵されす）或は舌と共に軟口蓋に充血あるものあり或は又舌軟口蓋咽頭共に侵さるゝ事あり其他單に咽頭軟口蓋等に充血あり舌に關係なきものは或は時氣の爲めに來りしものなるやも知るへからす

要するに口内患者の主徴は著しく舌を侵し兼ねる咽頭口蓋に及ひし舌の上皮剝離充血乳頭腫大にあり潰瘍を來す者は發顯せす而して目下に於ては唇粘膜に充血口角破裂せしものあり頰粘膜、齒龈、硬口蓋は一般に侵さるゝ事なし經過は緩慢にして漸次病勢を增すものあり或は依然たるものあり或は減退するものあり然れとも一般に患者及症狀は增加の傾あるものゝ如し患者部位の區別表左の如し

口内患者患部の區別

區別＼部位	舌	舌、咽頭	舌、軟口蓋	舌、軟口蓋、咽頭	咽頭	軟口蓋	軟口蓋、咽頭	合計
德島監獄在來者	一〇九	三八	二〇	九	一三	四	一	一九四
長崎監獄移監者	二三	一〇	一三	九	—	—	一	五六
計	一三二	四八	三三	一八	一三	四	二	二五〇

外國白米飯の狀態

炊蒸の後囚人の食する時期に至りては周圍復稍硬固にして粘着力少く然れとも相當壓力を加へて一定の形狀保たしめたるを以て全部固著し之を破碎

するときは稍乾し飯狀の外觀を呈し居れり

以上の調査と別紙藥劑師試驗成蹟とに據り考ふるに充分明かに說明する事克はさるも恐らく外國白米飯の器械的摩擦に依り來るものにして炊事の際洗滌の極めて充分ならさる爲め珪砂の多少殘留すると及ひ喫食時間の早きときは或は其副因ならん乎　喫食時間平均拾分）此救濟法としては充分極めて洗滌を丁寧に爲し炊事方法を硬固と爲らさる樣弱狀と爲すにあり醫療法として擂剝の含嚥礫砂密或は華攝林等を適宜外用し居るも其の原因去らさるを以て奏効あるもの尠し

附言　調査の當時女監には一人の患者なし其原因不明にして充分調査を要すへきなり然れとも目下に至り二三の患者あるもの丶如きに付男女一般に關し第二の調査を爲し報告する事とせり

右報告候也

明治三十七年二月廿六日

監獄醫　庄野榮次郎

典獄宛

○外國米試驗成蹟

一ラング米　一種

右試驗の爲め提出せられたる外國米は吾人の消化器に厄害を及ぼすへき有害性分を含有しあるや否に就て試驗せし結果左の成蹟を得たり

本品は微に帶黃白色の穀粒にして普通內地產よりは稍長く其狀も亦少しく異なれり破折面は濕粉に富み外國米固有の臭味を有し赤紅色の縱線ある穀粒及ひ穀皮の附著せるもの其他雜草種子を比較的多量に混有せり是れを咀嚼するに少しく軋むか如き感あり本品に附著せる粉末（糠）を取り鹽酸を加ふるに泡沸せすして少しく溶解し熱を加ふるに變化を認めす濕潤したる黃黃紙を接するに反應を呈せす又本品を粉末となし水を加へて振盪し試驗紙を以て反應を檢するに弱酸性を呈せり故に本品は或は產出地より內地に輸入後貯藏宜しきを得す且つ久しき年月を經過し其一分は既に分解せしなからん乎本品を粉末となし參旁仙迷を試驗筒に取り嚼嚼彷彿參拾立方仙迷を加へ强く振盪したる後水四拾滴を加へ放置するに液面に其粉末を浮遊し器底に沈降物を認めす因て礦物性爽雜物をも認めす其他一般の試驗を行ふに化學的或は植物性有害の物質を檢出せす尙ほ左記の試驗に據り石粉（精白色の珪砂）の附著せるを認めたりと雖も元來石粉は內地に於ても早搗粉と稱し俗に房州砂を玄米壹斗に對して約壹合乃至參合の割を以て混入し精白化裝し一には升目の增加を企て二には一見上白の觀あらしむる事ある由にて白米中には多少の混入を免かれさる事實あり而して右外國米を井水にて三度ひ洗滌したる者及井水にて數度ひ洗滌したる後更に蒸餾水を以て三度ひ洗滌したる者は其灰分の布魯仙篤中單に井水にて洗滌したる者よりは灰分の量を減せり因て可及的數度洗滌したる者に於ては是を除去するを得へく隨て吾人の消器に厄害を及ぼす者と認めすと雖も此の試驗成蹟に據れは洗滌法は細心注意を要するものと思考す

比較表

內外國米甲乙丙三種の試驗成蹟

種別	水分布魯仙篤量	灰分布魯仙篤量
甲（內國米ニシテ早搗粉ヲ用ヒサルモノ）	一三・八一三	〇・五六〇
乙（內國米ニシテ早搗粉ヲ用ヒタルモノ但シ一斗ニ付二合割ニテ混入シタルモノ）	一四・一四二	〇・九五八
丙（外國米ニシテ早搗粉洗有ノ有無不明ノモノ）	一四・七八二	〇・一一〇

但し甲は內國米にして早搗粉を用ひさるもの乙は內國米にして早搗粉を用ひたるもの丙は今回試驗の爲め提出せられたる外國米とす

以上三種の白米を井水にて三度ひ洗滌したるもの及ひ數度洗滌したる後更に蒸餾水を以て三度洗滌したる者の試驗成蹟は左之如し

（井水を以て洗滌したるもの）

種別	水分布魯仙篤量	灰分布魯仙篤量
甲（前同上）	二二・三四七	〇・〇〇八
乙（前同上）	二二・五七〇	〇・二一一
丙（前同上）	二三・一一二	二・二七六

蒸餾水を以て能く洗滌したる者

種別	水分布魯仙篤量	灰分布魯仙篤量
甲（前同上）	二二・八三五	〇・一九八

乙（前同上）	二一・七三九	〇・一九九
丙（前同上）	二一・九五六	〇・二〇一

以上二種の洗滌法を以て之れを飯となしたるものゝ試驗成蹟左の如し

（井水を以て洗滌したる飯）

種別	水分	布魯	灰分	布魯
	仙篤量		仙篤量	
甲（前同上）	六五・七八〇瓦		〇・〇九〇瓦	
乙（前同上）	六四・三九四		〇・〇九七	
丙（前同上）	六六・三〇〇		〇・一〇一	

蒸餾水を以て能く洗滌したる飯

種別	水分	布魯	灰分	布魯
	仙篤量		仙篤量	
甲（前同上）	六四・三八九瓦		〇・〇八九瓦	
乙（前同上）	六四・七七一		〇・〇八九	
丙（前同上）	六五・三二二		〇・〇九一	

以上試驗に就ては明治參拾七年壹月拾參日着手し同年貳月貳拾日を以て結了したり試驗の結果は前記各諸表に據りても全く無害なる者と鑑定致候也

明治三十七年二月廿二日

徳島監獄

藥劑師　石橋芳太郎

○事故錄

二月二十三日　網走監獄拘禁囚十六名工場内に在て看守を制縛し其佩劍を奪ひ服裝を剝き逃走せしも内五名凍傷の爲に死亡他の一名は拒捕致死二名未捕獲なるも多分凍死ならむ其他は悉く捕獲せるも何れも皆重輕凍傷患者たらざるはなし

○免囚保護萬國會議決議

（一九〇〇年巴里に於て開かれたる）

第一部　少年

第一問　親權者の懲戒權

問題

諸國に於ける親權者の懲戒權の原則及此懲戒權行使の方法。

決議

一、親權者の懲戒權の行使に依る少年の禁錮は之を廢止するを要す。

二、親權者の教育義務は、親權を行使し住居指定權を有する父母に於て、少年に對し其住居を決定するの權、殊に其少年を教育す可き營造物を指定するの權を包含す。

三、裁判所は親權の行使に補助を與へ、又親權者の請求に依りて、審理の末、適當と認む可き懲戒方法を親權者に得せしむるを要す。

第二問　外國少年

問題

諸國に於ける免囚外國少年の保護及外國少年に關する外國裁判の執行

決議

本會議は、各國の免囚保護事業者か相協合して、外國少年の處刑せられたる者又は惡化の危險ある者に對して、保護方法を組織し、殊に其本國に復歸せしむるの方法を採るに至らむ事を希望す。

自己の兒女を養育するに不能又は不適當なる父母に對して親權喪失の事を定むる法律は、此の法律の行はるゝ國に於ては外國少年にもなほ適用せらるへきものとす。

本會議は、少年の利益の爲め、各國か、親權の喪失に關する佛國の法律に相均しき法律を採用するに至らん事を希望す。而して此の法律か各國の議會に於て採用せらるゝに至る迄、各國の行政當局者は相商議して、自己の國境内に在る外國少年のために採る可き相當の保護方法を定むる事を希望す。

本議は各國相協議して、例へは自己の兒女を養育するに不能なるか又は不適當なる父母に對して裁判所か親權の喪失を宣告する如く、一國か其國の法律に依り裁判を以て少年の爲に保護の方法を決定したる場合に於て、此裁判か少年の現住する國に通知せられ、其國は其裁判所をして此裁判を執行せしむるに至らむ事を希望す。

勿論、外國裁判を執行する國は、これか爲め其國の特別なる法規の適用を妨げらるゝ事なかるべし。

第三問　猶豫

問題

少年監獄に於ける懲戒罰に適用す可き猶豫

決議

猶豫の原則は監獄内に於ける學校の懲戒罰に對して出來得る丈廣之を適用す可きものとす。

番外　復權及入隊（第二問に追加して同時に決議せられたるもの）

決議

本會議は、佛國及外國に於て、免囚少年の復權に關する期間を出來得る丈短縮し、兵役に入る以前に於て其過失の迹をして消滅せしむるの方法の採用せられん事を希望す。

本會議は又、此の種の法律の出つる迄、佛國及外國に於て、陸軍大臣か、處刑せられたる少年を國民軍中に編入するを許さん事を希望す。

第貳部　女子及少女

第壹問　女子の職務。

問題

監獄管理上及免囚保護上、監獄内に於て女子の採り得可き職務如何。

決議

第一

一、男女兩囚を收容する監獄に於ては典獄其他の吏員は男子たる事を要す。

二、專ら女囚を收容する監獄に於ては、各國の傳說習慣及法制にも依ると雖、管理事務を採らしむるに就て全く女子を排除せさるを希望す。

三、女子の職務は内部の管理、女囚の看守、德化及教育（普通教育及職業教育）に關し廣く之を採用する事を得可し。

四、女囚監獄に於ては、醫療及衛生の事は女醫に之を掌らしむ可し。

五、女囚の移送はすへて女子の吏員に依てなさるゝを要す。

第二

一、免囚保護の目的を以て監獄内に女子か職務を採る事は廣く且容易に之を許可するを要す。

二、免囚保護の目的は次の如くなる可し。第一、囚徒の德性を亢起せしめ及囚徒を感化せしむる事、第二、囚徒か出獄し再び社會に入らしむるに就て準備をなす事。

三、免囚保護の事業の効果をして確實ならしむる爲め、監獄内の吏員と監獄外の有志者とは能く相和合し又相聯合して行動するを要す。

第二問　小收容所

問題

女子又は少女の免囚に對し如何なる方法を以て一時的の小收容所を供給す可きか。出來る限り、刑期滿了前に、其囚徒のために自立の方法を準備し、放免後直ちに其收容所に來り身を投せしむるの方法を以て利益とせさるか。

決議

本會議は次の事項を決議す

一、免囚を一時小收容所に收容するは、免囚を使用せんとする人に對して其免囚を知り得るの時間を與へ、或は免囚と家族との關係を調和せしむるの時機を俟つに就て、免囚保護協會に對し必要の事なりとす。

二、此收容は免囚をして再び社會に入らしむるに就き絶對的に必要ならすと認めらるゝ場合に於ても、なほ免囚の精神及身體に稗益する所少なからず、隨て墮落より之を救濟し累犯を防止するに就て有益なるものと認む。

三、此小收容所は夜間に於ては被收容者を各別居せしめ得る樣に建設せられさる可からす。

第三問　追放せられたる免囚女子の歸國

問題

追放せられたる免囚女子及幼稚なる其兒女の保護に關する相隣兩國間の協議。

決議

一、中央本部は各地方に通信員を置き、免囚女子及其兒女か國境に到着したるも親戚なくして救助を必要とする場合に於て、公私の機關に就て其保護を得せしむるに必要なる諸種の報告を求むるを要す。

二、此等の通信員をして完全に其職務を充たしむる爲め、國家は此等の通信員に與ふるに、曾て慈惠上の協會殊に貧民をして婚姻を容易ならしむるために組織せられたる協會に與へたる如き、半官的資格を以つてせん事を希望

す。

三、監獄内に掲示をなし、囚徒殊に放免後追放せしめらる可き外國女子に對し、彼等は其地方の免囚保護協會又は此協會なき場合に於ては典獄の中介を以て、免囚保護事業の中央本部に依り其本國の免囚保護協會其他の救助事業より保護を受け得る事を知らしむる事を要す。

四、免囚保護協會が追放せられたる免囚女子を其本國内に自立せしめんと欲する場合に於て、此協會は其被追放者か其處刑を宣告せられたる國に有したる幼稚なる兒女の歸國を直接に慥かむるを要求するを得。

五、此最後の點に關し、遺棄せられたる外國少年の事を定むる現在條約より來る可き困難を除去する爲め、國際協約の締結あらん事を希望す。

六、免囚保護協會は、免囚女子か追放に處せらる可き虞ある場合に於て、其追放を避くる爲め主張し得可き事實、殊に其處刑を宣告した

の利便を有する事を知らしめ、其放免前より其自立を計るに就て準備する所なかる可からす。

三、免囚保護協會は、囚徒出獄前より、其國外移住、歸國又は入隊等に關し、必要なる書類を調へて之に準備する所あるを要す。

四、免囚保護協會は出來得る丈、囚徒と其家族間の關係を調和せしむるに努むるを要す。又家族の痛苦を減するため囚徒か作業の結果として收得したる所の一部を家族に與ふ可きを勸告するは屢有用の事たる可し。

五、免囚保護協會は囚徒出獄に際し、役員を派遣して其貯蓄財産を協會に預けしむるの手段を採るを可とす。

六、免囚保護協會は起業者、職工、勞働者の團體等と絶ゆす氣脈を通し、免囚の材能と嗜好とに基き相當の職を得せしむるに努む可し。而して、出來得可き場合には、協會は免囚に對し單に必要なる告知をなすに止め、自ら其職を求めしむるを可とす。

七、免囚保護協會か直接に職業を與ふる場合に於ては大に愼重の態度に出てさる可からす。而して收容所に免囚を充分長く收容し置きて以て免囚の誠實と材能とを檢するを得可し。

八、若し協會所屬の收容所なき時は、免囚保護協會は、職業を與へて人を救濟する他の組織と商議をなし、以て免囚に職業を得せしむるに努む可し。

第二問　學校教育及職業教育

問題

如何なる原則に基きて獄内の學校教育及職業教育を組織す可きか。

決議

一、學校教育に關する教科目は、職業的教育に重を置て之を定め、以て勞働者及其職業に有用なる知識を與ふるに留意せさる可からすと雖、又囚徒の匡正に關する一般知識を與ふるを必要とす、其重なるもの、

(1)　義務及其違背に對する强制の一般にして且必然なる事。

る國の國民籍を要求するに就き援用し得可き議論を其國の當局者に陳述するを得可し。而して一小書籍を編纂して、各國に於ける國民籍法律の適用より生する特別なる難問を決定す可き必要あり。

第三部　成年者

第壹問　被保護者の自立

問題

免囚保護者は免囚を收容し且之をして再ひ社會に入らしむるに就き、刑期滿了前に於て如何なる方法を採る可きか。

決議

一、免囚保護協會は管轄司法官廳の許可を經て豫備監禁中の者に近接するの必要あり。各囚徒に就て、其逮捕の時より、人別に其囚徒に關する事項の記錄を作成し、之を免囚保護協會に交附して其行動を容易ならしむるの用に供する必要あり。

二、免囚保護者は、囚徒に對し、其囚徒の爲め出獄後の仕事を發見するに就きて自己が諸種

(2) 快樂を貪るの念及感情の亢奮を壓するに理理を以てする事、殊に酒精飲料を欲するの念に對する抑制。

(3) 小學教課目中、直接に利用し得可き知識に關するもの、則、讀書、書字及計算。

(4) 教育は、或時は各個人に就て之をなし、或時は相集合せしめて之をなす。

(5) 囚徒を集合せしめて監獄外の人士の演說講義を聽かしむる事。

二、囚徒の德化に關し監獄吏員の協力を得んが爲め、此問題に關する第三部の決議の大要が訓令として典獄に通せられ、其他の吏員に傳へられん事を希望す。

三、囚徒の作業は、一定の職業に關して其徒弟勞作をなし之を完成するに至る可きの目的を以て指導せらるゝを要す。此職業の選擇は、處刑前に有したる職業に依るよりも、寧ろ、其囚徒か都會の者なるか又は田舍の者なるかに從て、其才能に應じてなさるゝを要す。女囚に對しては此點に就き特に嚴密なるを要す。

四、財政上及管理上の必要よりして、監獄當局者か囚徒をして全く所謂工業的作業を捨てしむる能はさる時は、毎日若干の時間を以て職業教育を與ふ可し。若し獄内工場を設けて此教育を施す能はさる時は、別房監禁に關する法律の適用と調和し得可き範圍内に於て此教育を施す可し。

五、道德教育と共に又宗教々育を與ふ可し。宗教々育は各派の僧侶をして之に方らしめ、之に與ふるにあらゆる便宜を以てす可し。

六、短期刑の監獄に於て職業教育は監獄の内部組織及囚徒の刑期か許す範圍内に於て之を施す可し。宗教々育に關しては他の監獄に於けると同樣に又短期刑の監獄に於てもあらゆる便宜を與ふ可し。

第三問　免囚の歸國

問題

各國の免囚保護協會間に聯絡を通し、各國民を其の本國に歸國せしむるに方り必要なる費用を公平に分配する事、及免囚保護に關する常設萬國委員會か此點に關し採り得る職務。

決議

一、免囚の利益の爲め其歸國を必要とする場合又は免囚か追放を命せられたる場合に於て、此免囚のその必要なる歸國に關し、種々の免囚保護協會か相交渉するを要したる時は、其歸國に關して投せられたる費用は、和協及慈惠の精神に基き商議を以て之か分配を定む。

二、二個の免囚保護協會又は免囚保護協會の二個の團體の間に、各自の國民の歸國に關し、屢關係を生するの場合に於ては、協會の財源と歸國者の平均數とに基つき、免囚保護に關し投する所の費用の分配に就て其本的契約の締結あらん事を希望す。

三、免囚保護事業に關する常設萬國委員會に於て、毎年免囚保護事業に關する一般の成蹟表を作成し、之を各協會に交附するに至らん事を希望す。此成蹟表中には免囚保護事業に關する事項を詳記し、各協會をして之に關し容易に通信應答をなすを得せしむるを要す。

四、各地方の裁判所に依て處罰せられたる外人囚徒の歸國を容易にする爲め、及外國に於て處罰せられたる本國人の歸國及保護を容易にする爲め、各國に一の中央機關あるを希望す。

五、諸國の中央機關は相互に其聯絡關係を密接ならしめ、以て被保護者の交換に關する事項を定め、又將來の國際的免囚保護事業の發達に資する所あるを要す。

六、本會議は、追放せられたる外人か、國境に送致せらるゝや、其外人の爲に免囚保護協會が立入り得る樣に取計はれん事を希望す。

○一八九七年及一八九八年の佛國刑事統計

一九〇〇年十二月發行刑政雜誌所載ルネ、ドモーグ氏の論文飜譯

司法省は一八九七年及一八九八年の刑事統計を公にしたり。

余輩は統計表の順序に從て簡單に之か說明を試む

可し、但數字を一々記載せず、そは一は數字自體は別に體に於て前年に大差なきと、一は數字自體は別に重要なる關係を有するものにあらざれはなり。

此兩年間の成蹟は前年に比して大差なし、只二個の點に於て注意す可き變化を見る。一は特別なる例外の場合を除き獄内規律に關する狀況の大に改良を見たる事にして、一は農民間に於ける犯罪の增加なり。こはなほ今後の成蹟に彌りて大に研究すへき必要ある事なりとす。

第一章　追放

こゝに統計表を其儘再記するの必要あるは追放に關する一項なり。毎年別に大なる差異なしと雖、少しつゝ減少し行くを見る、則、一八九五年及一八九六年には五二〇〇を超過したるに對し、一八九七年には四九三二、一八九八年には五〇〇二なり。

追放の數の縣別の比較は大に注意す可し。「セーヌ」縣頗る多數なり（一八九八年に於て五一八。但此理由は何人と雖推知するを得る所なり）。されと今日に於ては「ノール」縣の之に勝るを見る（六〇〇）。次に來るは「アルプ、マリチーム」「ムールト、エ、モゼール」「ゾーブ」等の大都市を有する國境地方の諸縣なり。猶（人口稠密なる内地の諸縣も時として之に大差なきあり、則、「ローヌ」（二〇〇）「ブーシュデュ、ローヌ」（五七六）「イール、エ、ヴィレーヌ」（一〇七）「マルヌ」（八八）。之に反して工業繁榮なる「アルデンヌ」縣は一九に過きす、富有なる「エスヌ」縣は五〇なり「ジュラ」縣四三、「パッスアルブ」一二、「ポート、アルブ」九。

蓋、危險なる外國人の來るは國境の近きか故にあらずして都市の大なるか故なり、こは一に交通機關の發達したるに依る、從て五万以上の人口を有する都市を有する縣の知事には國境諸縣の知事と同一の權限を與ふるを可とす、此地方分權は寧ろ有益なるも決して不便なる制度にはあらざる可し。

第二章　中央監獄

第壹節

一八九七年に「アルベールヴィル」の中央監獄廢せられたり、こは中央監獄在監者の減少より來るものにして其數一八九六年に於て八七七一より一八九七年八八三四、一八九八年七四八二に下りたり。此在監人減少の理由を以て更に一八九九年に於ては「ランデルノー」の中央監獄を廢したり。

在監人減少の事實は重罪犯に就ても輕罪犯に就ても同樣なり、只軍事裁判所管轄の犯罪人に關して其減少の度普通裁判所に於て見るか如く大ならす。一八九六年六二〇に對し一八九七年五八六六、一八九八年五七九なり

此減少は各種の犯罪に共通なる現象にして、禁錮五年に處せられたる者と懲役五年以上十年以下に處せられたる者との數は二十年前に於ても同樣なりしか、尙今日に於ても同樣なり、各一七〇〇なりしもの下て一二〇〇となりたり。

犯罪人中前科ある者一八九七年には百分の六十九、一八九八年には百分の六十九、一〇なり。こは一八九二年の比例に略同樣にして、同年後此比例數は稍上り又下りて六年以來引續き略同樣なり。

犯罪人中懲治場に送られたる者の數も又減少したり。一八九六年に百分の六、二一なりしもの一八九七年には三、七二となり一八九八年には三、〇五となりたり此比例は一八七七年と同樣なり、十年以來漸次減少して此數を見るに至りたり、懲治場に送致せらるゝ者の數は一般犯罪人に對應して減少しつゝある外に其比例數も漸次減少しつゝあるなり。

因徒中外國人の數は減少の傾向を有すと雖、本國人因徒の減少の如き大なる比例を以て減少せす。一八七八年には全因徒一三〇一六中外國人一一一八二、一八八八年には一〇八九五中一〇六五、一八九八年には七六八二中八二〇なり。此現象は注意す可き價値あり。則、外國人の監督の以てます〳〵怠る可からさる事を證するものなり。殊に外國人は其刑期滿了後之を國境外に送るを以て外人因徒中再犯者の比較的少數なるを見るに於てをや。

民法上の身分の點より見るに獨身者　鰥寡、離婚者の數は漸次增加の傾向あるも百分の七十四を超ゆるなきか如し。則一八九六年百分の七十四、四五、一八九七年百分の七四、八〇、一八九八年百分

の七十四、七四。只此等の犯罪人中兒女を有する者の數の增加を見るは遺憾の事なりとす。一八八八年の全囚徒中百分の二、二六にして一八九三年には四、〇七に上り一八九五年には五、七五一八九七年には六、〇二、一八九八年には六、一四なり。只此六、一四の數か一八七七年の數と同樣なるを見る時はさまで驚くを要せざる可し。

農業勞働者の犯罪の數は一八九四年には百分の四十九、一八九六年には百分の四十四に下り以て其增加の傾向止みしか如くなりしも、一八九六年には急に百分の四十八に上りたり。一八八八年に於ける百分の十三なる數に比する時は實に大なる差異を有す。建築家具製造等の工業者より出つる犯罪人の數は一八八八年は百分の五十二なりしか、一八九三年には百分の十七、六八に上り、漸次下りて一八九八年には十七、〇八となりたり。

工場勞働者の犯罪比例は十年前には百分の六なりしか、一八九四年以來百分の九となり、後寧ろ減少の傾向あり、此傾向は人の德性か都會に在りては田舍に於けるよりも害せらるゝ事少なき事を證明するものにして、工場勞働者の犯罪者百分比例は別に著しき變動を示さゝるも、小工場の工業者（建築家具製造）の犯罪數は著しき減少を示すに至りたり。

敎育と犯罪との關係に就ては統計は充分之を明にする所なし。統計の示す所に依れは、普通の讀書、書字及計算以上の敎育を有する犯罪者の數の比例は別に大なる變動を示さすと雖、寧ろ增加の傾向を有す。一八九五年には百分の三十九なりしか、一八九八年には百分の四十なり、反之文盲者の犯罪人數は一八八八年に百分の四十五より、一八九三年には百分の二十となり、後また上りて一八九八年には百分の二十三、七〇となりたり。

第貳節

中央監獄に於ける女子の數も又減少の傾向を有す。一八八八年一、四四〇、一八九六年一、〇八八、一八九八年九三二。國籍より見る時は外國女子は甚た少なし。一八八八年八四、一八九八年四四なり。此減少の比例は犯罪全體の減少比例よりも著しく大なり。

職業の點より之を見る時は、日雇稼ぎ及農業勞働者の數の減少は甚た著明なり、一八九三年には百分の五十六、一八九五年には百分の五十五、一八九七年には百分の四十六、一八九八年には百分の四十九。

第三節

勞作の收得は漸次減少す、こは囚徒の數の減少より來る。一八九六年には二、七〇〇、〇〇〇フランなりしもの一八九七年二、四七六、〇〇〇フランとなり更に一八九八年二、三七四、〇〇〇フランとなりたり。毎年平均二十万フランの減少なり。されど勞作の一日所得（賃錢の特別增金を加算し）は增加したり、一八八八年には一フラン十五サンチームなりしもの、一八九六年一フラン二十一サンチームとなり、一八九七年及一八九八年には一フラン二十三サンチームとなりたり。

なは注意す可きは、從來囚徒の勞作は單に國家の計算に於てのみ之を使用するの方法を採りしを改めて、幾人か個人起業者の使用に之を許すに至れる事是なり。此變更は別に國庫に負擔を增さしむる所なくして、而も囚徒に職業敎育を授くるに於て裨益あり。

「コルス」の監獄に於て農業に從事せしむる囚徒の收得は極めて微少なり、一日の平均五〇乃至九五サンチームに過きす、こは「コルス」の監獄を廢するに決したる理由の一なり。

女子の勞作の收得も又其人數の減少と共に減少し、一八九五年に二八二、〇〇〇なりしもの、一八九六年には二四二、〇〇〇となりたり。されど其人數の更に減少したるに拘はらず、一八九八年には二四三、〇〇〇となり、平均一人一日收得賃錢の特別增額を加へて九十サンチームとなりたり。

第四節

監獄內の規律の成績に就ては多少注意すへきものあり。

囚徒の數は二十年間に半數に下りたるに拘はらず、規律違反の數は三分の一を減したるのみ。但條件附放免の制の結果良き囚徒の多くか出獄を許されたる點より見る時は此現象は幾分か說明せら

れ得さるにあらす。而して一八九六年より一八九八年に至る間に犯則の數五五、〇〇〇より四三、四五三に下りたり。

犯則のために課せらるゝ懲罰も以前よりは輕きに至りたり。別房監禁を言渡されたる數一八九六年には三四八一件なりしか、一八九七年には二九六三となり、一八九八年には二五五七となりたり。懲戒房監禁を言渡されたる數一八九六年五九七七件にして、一八九八年には四五〇八件となりたり。

從來中央監獄に於ては囚徒の規律に關し滿足なる結果を得さりし事なるか、以下記述する種々なる統計は懲戒の輕減か如何に規律保持に影響を及ぼすかを知らしむるものはなり。

由來女囚の規律は漸次良好にして今尚其傾向に從て進行しつゝあり、犯則數一八九三年には二七〇〇件、一八九六年には一八一二件、一八九七年には一三八〇件、一八九八年には一二六七件にして此減少は女囚減少の比例よりも更に大なる比例を以て遞下しつゝあり。則、一女囚に對する平均犯則數一八九三年には一、四にして、一八九八年には〇、九なり。

次に囚徒か其監禁を免るゝ時に於ける狀況を研究する必要あり。

死亡に依るものゝ數は毎年減少すと雖、其比例は大概同樣なり。男囚に就ては百分の二、女囚に就ては百分の二半なり、死亡の原因中肺病をその最も重なるものとし、其比例一八九七年には百分の三十七に上る。

自殺の數は頗る少なし、一八九七年に三、一八九八年に五なり、こは雜居制の結果なり。

精神錯亂と死亡とは略同視する事を得可し、精神錯亂は放免の理由となるものにあらすと雖、「ガイヨン」の特別なる設備内に之を集合せしむ。精神錯亂の數は大に減少し、男囚に就ていへは一八九五年及一八九六年に三〇なりしも、一八九七年には二四、一八九八年には九なり。女囚に就ていへは一八九六年に一四、一八九七年に四、一八九八年に一、但これらの數より減少する事はこれなかる可し。

監禁を免るゝを普通の方法は赦免なり。赦免は刑期滿了に依るものあり、條件附放免に依るものあり、特赦の數は二十年來大に減少したり。

特赦の統計を見るに、男囚に就ていへは、刑の全免は一八七八年に三一四、一八八八年に一八三、一八九六年に七五、一八九七年に六〇にして、一八九八年には又八〇に上りたり。刑の輕減は、一八七八年に八七一、一八八八年に六二四、一八九七年に一八九、一八九八年に一七六なり。之を女囚に就て見るに、一八八八年に刑の全免二一刑の輕減九一なりしか、一八九七年には六と三四とに下り、一八九八年には七と二二とに下りたり。

條件附放免の數は增加したり。一八八八年に六二四件、一八九七年に六八六件、一八九八年に六六一件。

余は寧ろ特赦の制度を全廢して之に代ふるに條件附放免の制を以てせさるを遺憾とす。特赦は司法大臣の司る所、條件附放免は内務大臣の司る所、事務の此分寮は勢ひ不滿足なる結果を生せさるを得さるなり。

條件附放免の結果は良好なり、放免取消の數一八九四年には三六件にして、以后年を下るに從ひ二〇、二七、二三、二四件なり。女囚に對しては放免の數頗る一定せす、一八九四年より一八九八年に至る各年の數一四五、一四〇、一三五、一五六、一一三にして内一八九四年及一八九五年には放免の取消なく、一八九六年以后毎年一件あるのみ。

不幸にして條件附被放免者の數は極て少なし、其數全囚の十分の一にして出獄者の六分の一なり。

條件附被放免者中不良行爲ありしもの一八九三年には百分の十二、一八九四年には百分の十五にして後漸次減少し、一八九八年には百分の八に下る、行狀の甚しからさる者は百分の二十より二十五の間を彷徨す。

被放免者中免囚保護者の手に入る者百分の一に過きす、一八九七年には百分の一、四、一八九八年には百分の一、三五なり。確實なる職業に就くに至りし者の數は大差なし、否、寧ろ減少したりといふ可きか、被放免者の數の減少あるに拘はらす其比例は常に約百分の五十なれはなり。

一八九六年中被放免者にして資力なく而も勞働不

能の狀況に陷りたる者五五のうち養育院に收容せられたる者一三に過きす、一八九七年には四四人中四人にして一八九八年には四〇人中五人なり。十年廿年を遡りて之を檢するに比例敎常に大差なし、此現象はこれ良好なる者といふを得可きか。被放免の女子にして行狀の良好なる者一八八八年には百分の七〇に上りたり、以後漸次減少して一八九五年にいたりしか、同年以後又增加して百分の四十七より百分の七十五に上りたり。勞働に堪ふる者にして確實なる職業を有する者の數と之を有せさる者との數は常に大抵相均しく、一八九八年には一四四人に對する一四〇人なり。又養育院の不足より來る結果として、勞働不能者の狀況は男子のそれの狀況に略均しく、一八九七年には養育院に收容せられたる者十九人中八人、一八九八年には二十三人中一人なり。免囚保護者の手に入りし者一八九七年には百分の十にして、一八九八年には百分の一なり。

第參章　懲治場

懲治場の數は一八九六年の數に比し增減なし、すへて三拾、而して十個は公設にかゝる、公設のものと私設のものと其數に於ては斯の如き差異ありと雖、收容せられたる者の數は一八九七年に於ては二三六一と二三三七にして一八九八年十二月三十一日に於ては三五一三と二八一五なり。こは一八九八年に入りて新たに收容せられたる者一六三〇中、四七八則三分一弱は私設設懲治場拾三ヶ所に分配せられ、一一五二は八個の公設懲治場に分遣せられたるに依る。

女子に對しては、一六一人は私設懲治場八ヶ所に、二五八人は公設懲治場二ヶ所に分配せられたり。差國家は事務の簡便を計る爲め拘禁期間の短き者は總て自己の設備内に收容するの方針を採りたるものゝ如し。從て一八九八年中に公設懲治場より出てたるもの一一〇五なるに對し、私設懲治場を出てたる者の數は六八八なり。されとこれのみにては勿論被收容者の分配の不平均を說明する能はす。

懲治場の被收容者の數は漸次減少しつゝあり、一八九六年十二月三十一日調男四八三八より一八九八年十二月三十一日調男四五三五に下り、女子に就ていへは一〇九五より九七九に下る。此員數中親權者の行使する懲戒權の結果として收容せられたる者の數は漸次減少しつゝあり、男子に就ていへは一八七八年には百分の〇、四、一八八八年には百分の〇、一九、一八九七年に百分の〇、〇五、一八九八年百分の〇、〇二なり。女子に就て之を見る時は、一八七八年に百分の八、八六にして一八九七年及一八九八年には百分の三なり。男女の差異により此著大なる差異を見るは奇なりといふ可し。

窃盜の理由よりして懲治場に送致せらるゝ者の數は夥多なり、一八八八年中新被收容者中百分の六十四を占む、一八九八年には百分の七十一。次に多きは浮浪及乞丐なり、されどこは漸次減少の傾あり、一八七八年には百分の廿二、一八八八年には百分の二十、一八九八年には百分の十四。

女子に就て見る時は、浮浪及乞丐は反對に增加の傾向を有す、一八七八年百分の廿二、一八九八年百分の二十九。而して最も多きは窃盜にして、其百分比例數は漸次減少の傾向を示すと雖、一八七八年五一、一八九八年四一なり。女子に關する第三の犯罪は風俗に關する犯罪なり、一八九八年に男子の犯したる此種の犯罪は百分の三十なるに對し、女子の犯したるは百分の十二なり、男女の差別より來る此差異は生理學的考察よりすれは明に了解し得らる可き事なり。

年齡に就て之を見るに、收容せらるゝ時八歲以下なる者は二十年以來漸次減少し、百分の一、三二より〇、五五に下りたり。反對に十四歲乃至十六歲の者の收容せられたる數多く、一八七八年には百分の三十にして、一八九八年には百分の四十なり。從て中年則八歲乃至十四歲の者の百分比例數を減するに至りたり。裁判官は容易に匡正し得可しと認むる者を懲治場に送るを忌み、年齡漸く多く多少の嚴しき懲戒を加ふるにあらされは其効なしと認めらる可き者のみを收容するの方針を採るに至りしなり。

裁判官は懲治場收容の効を確實ならしむるため、收容期間を長むるを可なりと認むる者の如し。二

十年來收容期間を二年以上とせられたる者增加したり。(百分の五を增したり)。されと裁判官の此處置は之を以て充分嚴格なりと謂ふを得るものなりや、一八九八年に於て四五三五の少年中七一五は累犯者にして、內七一は再度處刑を受けたる者、三一は三度、二七は五度以上處刑を受けたる者なり。思ふに六回以上懲治場に收容すとは果して等閑視せらる可き事實なりや。此點に就ては司法大臣より宜しく裁判所に訓令する所ある可きを望む。

男子の規律違反の數は增加の傾向を有したりしも、三年以來減少の傾向に變したり。則、四五八六〇、四〇七四〇及四二五八八。女子に在りても犯則數一八九六年より一八九八年に至り二五〇〇より二二〇〇に下りたり、逃走の數は增加の傾向ありしも五四二より四五五に減少したり。

滿期前の放免は十年前には其數僅少なりしか、現今に於ては滿期放免に對し非常なる高比例となりたり。一八八八年には一二〇九に對する三八〇なりしか、今日にては一二三二七に對する六一二なり。此等被放免者中國立懲治場に屬したる者の數、條件附放免と特赦放免とを加へて五一七なり、又懲治場を出て、兵役に入りし者一三五人中國立懲治場に屬したる者九九人なり。

國立懲治場は其被放免者八八二に與へたる所、衣服三一、〇〇〇フラン、被收容者の特有產一七、〇〇〇フランなるに、私立懲治場の與へたる所は其被放免者四五五人に對し衣服一七、〇〇〇特有產二八、〇〇〇なりき。されと旅費に關しては國立懲治場は私立懲治場に比し二倍の額を支給したり(三九三人に就き四〇〇〇フランなるに對し三三五に就き二〇〇〇フランなり)。

此金額は能く國立懲治場に屬したる者の三八六人を自立せしめ、私立懲治場に屬したる者の一一四人を自立せしむるに至りたり。

第四章　地方監獄

一八九六年より。二個の別房制監獄(「モントウバン」及「フレスヌ、レ、ランデス」)開始せられたり。概して之をいふ時は入獄者の數は多少減少したり。一八九六年三二一、〇〇〇より一八九七年三一一、〇〇〇に下りたり。一八九八年三〇六、〇〇〇に下り更に一八九八年三〇六、〇〇〇に下りたり。此減少は男囚に就ても又女囚に就ても同樣に之を見る。

別房監禁か其地方の惡漢をして如何に恐怖せしむるかを見るに近年開始せられたる四個の監獄(「ランブイエ」「リオン」「オルレアン」及「モントウバン」)中、「ランブイエ」及「オルレアン」に於ては新入獄者の數別に從前と大差なきに反し、「リオン」及「モントウバン」に於て其減少大に注意す可きものあり。「リオン」に於ては二九六一及二三〇九に對して一三八八及一五一八にして「モントウバン」に於ては三八七及三八一に對して三四五及三二二なり。都市によりて斯く結果に差異を生ずるは、統計か大監獄に於ては精確なるを得るも小監獄に於ては然らざるに依るなる可し。大監獄に於ては多數の人に就て統計を採り得るを以て其結果は精確なるを得るなり。

短期の刑を執行する監獄に關しては充分なる研究をなすを得ず、統計表の示す所は一年間の總數にあらずして單に十二月三十一日現在の員數なれはなり、されとなほ此に依て知り得可き囚徒全般に關する著明なる事項を述ふれは次の如し。

獄內の規律は一般に改善せられつゝあり。犯則者の數一八九三年五三〇〇〇件なりしも一八九六年四四三六八件に下り、一八九七年三八二二七件一八九八年四〇〇八七件となりたり。此減少は獄內取締の嚴格の大なるに從て大なり、(こは中央監獄に於て見たる所に反す)。

別房監禁は男女の差異に基き、一八九六年百中二十二回及二十四回之を適用し、一八九八年には百中二十五回及二十七回なりき。此點より見るも別房監禁の度數の多きと犯則者の減少とは相對應する者の如し。されは短期の刑を執行する場合に於ては囚徒を嚴格に取扱ふの必要あり。刑期忽ちにして盡くるを以て時間を以て囚徒を懲戒する能はす、必す恐怖を以て之に對せさる可からす。

第五章　拘留場

二年以來其數漸次減少しつゝあり、多年來增加したる末一八九六年には三三五八より一八九八年には三三一八に減したり、概していへは新に拘禁せ

らる者の數は大差なし、一八八八年七五五〇〇に對し一八九八年七四〇〇八なり拘禁期間は十年前に比して短し一八八八年には總計八六、〇〇〇日なるに對し一八九八年は總計七六、〇〇〇なり、此一時的監獄の外に一の重要なるものあり。そは懲役者及徒刑者を乘船前一時集聚せしむる「サン、マルタン、ド、レ」の拘禁場なり。此拘禁場に於ける規律狀態は大に憂慮す可きものあり、一八八八年に於ては拘禁一〇一、〇〇〇日間に一一〇の犯則事件あり、此數漸次增大し、一八九八年には拘禁一〇一、八一四日に對し犯則事件一五三六となりたり。されど被懲罰者の數は懲罰の件數より其增加の程度小なり。則、兩者の數は次の如し。一八八八年九七及一一〇、一八九五年一九八及六二七、一八九六年三三八及七九四、一八九七年三四七及一〇八五一八九八年三七八及一五三六。

なほ一の重大なる事件は囚徒間の爭鬪の漸次增加する傾向を有する事なり。一八九五年に五十二件一八九八年に六十六件。當局者は此現象に就て大に苦慮する所あり、一八九八年中別房監禁を言渡されたる者二九六件、乾麵包の懲罰を言渡されたるもの五四一件なり。此重要なる處罰の件數は四年以來殆と同樣の比例に在り、而して一八八八年に比すれは少數なり。余は他の場合に就て同樣の希望を有すると共に此場合に就ても緊約を望む而してそは刑罰を嚴重にし及規則を設けて當局者の權力を增すに在り。

終りに臨みて附言すアルゼリーの監獄は一八九八年以來アルゼリー政府の主管する所となり、司法省の刑事統計は此點に關し何事をも述ふる所なきを以てこゝに論せず。

叙任辭令

二月九日

長野縣下高井郡長從七位　芥川忠藏

典獄　鈴木信國
典獄　芥川忠藏
典獄　芥川忠藏

從六位勳六等　若山茂雄

任典獄
叙高官六等
福川監獄詰ヲ命ス
六級俸下賜
福井監獄詰ヲ命ス
二月十日
叙正六位

○廣告

故奥村典獄への香花料及薦奠者の尊名を謁げ茲に其厚情を鳴謝す（發起人）

金貳圓　司法省　久保田貫一君
金壹圓　小河滋次郎君
山下啓次郎君
赤星典太君
眞木喬君
太田毅君
棒戸監獄長屋又輔君
集鴨監獄山上義雄君
三池監獄若山茂雄君
東京監獄藤澤正啓君
宮城監獄畑一嶽君
小菅監獄千頭正澄君
福岡監獄千石學君
仙臺監獄山崎德義君
廣島監獄五十嵐小彌太君
安濃津監獄河俣政幹君
函館監獄堀內久保君
大阪監獄田中義達君
鹿兒島監獄鈴木和介君
金壹圓
横濱監獄有馬四郎助君
京都監獄木名瀨禮助君
名古屋監獄森元祐君
水戸監獄永田直之烝君
神戸監獄坪井直彥君
千葉監獄高木光久君
和歌山監獄四王天數馬君
岡山監獄森田重行君
長野監獄角尾小彌太君
長崎監獄杉野喜助君
熊本監獄黑澤迪君
新潟監獄野口謹造君
松山監獄柿木原政澄君
靜岡監獄清水精四郎君
網走監獄荒木賢愛君
松江監獄綾部敦磨君
購所監獄中摩速衛君
山口監獄山縣齋高君
高松監獄松島四郎君
甲府監獄佐藤光二君
宮崎監獄松山爲治君
佐賀監獄佐藤元次郎君
德島監獄野崎宏君
鳥取監獄山崎正君
宇都宮監獄宇田德正君
浦和監獄早崎春香君
高知監獄石井光美君
岐阜監獄中村褒君
福岡監獄三浦買君
金澤監獄神野忠武君

金五拾錢、十勝監獄黑木鯤太郎君
金五拾錢、奈良監獄神尾虎之助君
金五拾錢、沖縄監獄三井久陽君
金五拾錢、秋田監獄江澤精造君
金五拾錢、青森監獄渡邊武直君
金五拾錢、大分監獄上田定次郎君
金五拾錢、宮崎監獄川口雄明君
金五拾錢、堀川監獄鈴木信彌君
金壹圓、富山監獄富山要次郎君
金壹圓、札幌監獄三池俱君
金壹圓、山形監獄加藤勝次郎君
金壹圓、臺中監獄高屋常三郎君
金壹圓、司法省和田千松郎君
金壹圓、印南於菟吉君
金壹圓、永實文君
金壹圓、齊藤潔君
金五拾錢、島田榮造君
金五拾錢、鎌田眞平君
金五拾錢、山田虎一郎君
金五拾錢、木村通久君
金五拾錢、不動藤太郎君
金五拾錢、結城冬榮君
金五拾錢、高橋國義君
金五拾錢、澤田龜藏君
金五拾錢、西川要松君
金五拾錢、浦島種助君
金參拾五錢、金貳拾五錢、金拾八錢、金拾六錢、金貳拾五錢
金五拾錢、金參拾錢、金五拾錢、宛封書夫人
金貳拾五錢、金貳圓、封ノ儘
金五拾錢、浦島爲二君
金五拾錢、神戸監獄敬君
金五拾錢、小菅監獄花房辰司郎君
金五拾錢、八代分監宗像覺馬君
金五拾錢、八王子分監篠田又吉君
金五拾錢、仙臺監獄齋藤得兵衛君
金五拾錢、佐々木葉君
金五拾錢、十勝監獄松井盛憲君
金五拾錢、富田昭卓君
金五拾錢、村上宗五郎君
金五拾錢、小田原分監肥後正彥君
金五拾錢、京都監獄立石重司君
金五拾錢、臺灣澎湖支監京都監獄岸田氏美君
金五拾錢、福岡監獄古垣宗次郎君
金五拾錢、三池監獄高田眞清君
金五拾錢、札幌監獄芦立安三君
金五拾錢、札幌監獄武田和忠太君
金五拾錢、靜岡監獄島村民之助君
金五拾錢、濱田分監野津久君
金五拾錢、栃木分監羽村就君
金五拾錢、長岡分監大貫忠直君
金五拾錢、警察監獄學校河村稻穗君
金五拾錢、中村兼次郎君
金五拾錢、羽田村英吉君
金五拾錢、渡辺信君
金五拾錢、幸島謙太郎君

沖縄縣典獄三井久陽編著

◎巡査看守退隱料及遺族扶助料法詳解　全

四六版美製　本價成

附巡査看守療治料、給助料、及吊祭料給與令幷關係法令

●定價金貳拾錢　郵稅金貳錢

本書綱羅する所斯法の各條に對して多岐に渉るものは恩給局に就き之を叩き親切丁寧に適實の解釋を加へ之に關聯する各種の法令は細大漏さず卷中に收めて遺憾あることなし故に巡査、看守、陸海軍監獄看守、海軍警査、議院守衛及其の遺族たる者は勿論取扱官廳の當局者にありても一本を座右に置かば一は以て享有の權利を確保するを得べく他は以て處務の敏活を期するを疑はず元來本書は著者自ら職務の便を計り編纂せられたるものなるが爲め印刷部數固より多からず有志諸彥希は速に御申込あらんことを

中島晋治講述

◎傍訓巡査看守受驗教科書　全一

定價四拾錢　郵稅六錢

附資格及志願手續

本書は巡査看守採用規則の試驗科目に基き、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、警察法、監獄法、歷史、地理、算術及作文の各科を正確簡明に講述し傍訓を施し何人と雖とも能く容易に獨習するを得べく又附するに巡査監守たるの資格及志願の手續を平易に說明したるものなれば苟も巡査看守の試驗に應ぜんとするものは以て其指針となすべく又試驗官吏として職に從事するものは問題の採擇答案審査の參考に供すべきは勿論已に巡査看守諸氏と雖以て執務の資に供すべく特に現職に在るの士は宜しく知己友人を奬勵推薦するの場合に於て其素養を啓發せしむるに於ても又欠く可らざるの良書たるを信ずる也

明治三十七年三月二十日　發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町區飯田町五丁目卅二番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂

出版人　磯村政富